

事業概要

令和5年度版

東葛中部地区総合開発事務組合

目 次

第1節 組合の概要

1	名称	1
2	設立許可年月日	1
3	組織する地方公共団体	1
4	共同処理する事務	1
5	事務所の位置	1

第2節 議会

1	議会の議員	1
2	議会の定例会	2

第3節 執行機関

1	組織図	3
2	執行機関	3
3	管理者等名簿	3
4	事務局	3

第4節 監査委員

1	監査委員	5
2	監査委員名簿	5
3	監査等の実施状況	5

第5節 事業概要

1	斎場事業 ウイングホール柏斎場	7
2	障害者支援事業・共同生活援助事業	
	障害者支援施設みどり園	12
	共同生活援助事業所みどりの家	14
	障害者支援施設みどり園民営化推進事業	16
3	過去に行っていた事業	21

第6節 事業実績

1	総務課	23
2	令和5年度一般会計予算	25
3	令和4年度一般会計決算	27
4	一般会計予算・決算の推移	29
5	分賦率	30

6	市負担金の推移	31
7	公債費	32
8	基金	32
9	公有財産	33
10	ウイングホール柏斎場	34
11	障害者支援施設みどり園・共同生活援助事業所みどりの家	35

第7節 その他資料

1	組合区域内人口の推移	37
2	事業年表	38
3	歴代名簿	
(1)	歴代の管理者	40
(2)	歴代の副管理者	40
(3)	歴代の議長	41
(4)	歴代の副議長	43
(5)	歴代の会計管理者（収入役）	45
(6)	歴代の監査委員	46

凡例

- 比率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入した。したがって、構成比の合計と一致しない場合がある。
- 表中の該当数値なしの場合は、「—」で表示した。
- 表中の負数は、「△」で表示した。
- 表中、前年度の該当数値なしあるいは0で、全額増加した場合は「皆増」とした。
- 表中、当年度の該当数値なしあるいは0で、全額減少した場合は「皆減」とした。
- 文中及び表中の金額は円または千円単位で表示したが、千円単位で表示した金額については単位未満を四捨五入した。したがって、合計額、差引額等は一致しない場合がある。

第1節 組合の概要

1 名称

東葛中部地区総合開発事務組合

2 設立許可年月日

昭和35年5月2日（千葉県指令第1110号）

3 組織する地方公共団体

組合は、柏市、流山市及び我孫子市をもって組織する。

人口・世帯は千葉県毎月常住人口調査月報

令和5年10月1日現在

区分	柏 市	流 山 市	我孫子市
所在地	柏市柏五丁目10番1号	流山市平和台1丁目1番地の1	我孫子市我孫子1858番地
面 積	114.74 平方キロメートル	35.32 平方キロメートル	43.15 平方キロメートル
人 口	434,031 人	211,160 人	129,706 人
世帯数	197,603 世帯	89,456 世帯	58,329 世帯

4 共同処理する事務

- (1) 火葬場及び葬祭に関する事務（昭和36年9月10日 千葉県指令第629号）
- (2) 障害者支援施設みどり園の設置、管理及び運営に関する事務（昭和55年8月13日 千葉県指令第897号、精神薄弱者更生施設の設置、管理及び運営に関する事務）
- (3) 共同生活援助事業所の設置、管理及び運営に関する事務（平成26年1月28日 千葉県市指令第2446号）

5 事務所の位置

千葉県柏市布施281番地の1

第2節 議会

1 議会の議員

組合の議会の議員は、組合を構成する地方公共団体（柏市、流山市及び我孫子市。以下「関係市」という。）の長及び議会の議長とする。

関係市の長のうち組合の管理者及び副管理者に選任された場合は、組合の議会の議員の職を失い、代わって当該関係市の副市長を組合の議会の議員とする。

また、関係市の議会の議長がその職でなくなった場合も組合の議会の議員の職を失う。

- (1) 定数 6人

- (2) 任期 組合の議会の議員の任期は、関係市の長又は議会の議長の任期による。

- (3) 議員名簿

令和5年11月1日現在

議席番号	氏 名	関係市の役職	組合議会の役職
1番	井崎義治	流山市長	
2番	坂巻儀一	流山市議会議長	副議長
3番	加藤雅美	柏市副市長	
4番	円谷憲人	柏市議会議長	
5番	青木章	我孫子市副市長	
6番	甲斐俊光	我孫子市議会議長	議長

2 議会の定例会

(1) 回数 毎年2回

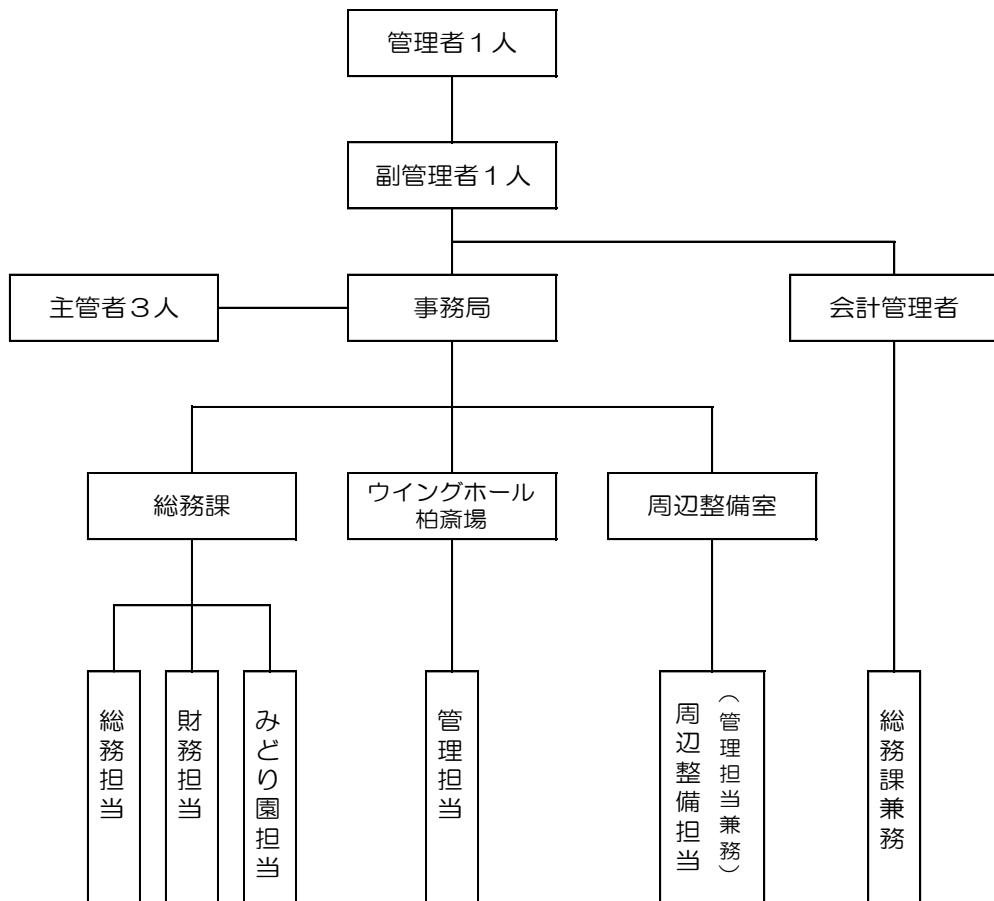
(2) 開催月 每年2月、10月（都合により招集の時期を繰り上げ又は繰り下げる事ができる。）

(3) 定例会の開催状況

議会	会期 (会期日数)	開催場所	議案数	議案の内訳				議決結果				
				条例	予算決算	専決処分	その他	原案可決	原案同意	原案承認	原案認定	原案否決
1月	R5. 1. 30 (1日)	柏市役所 庁議室	6	5	1			6				
10月	R5. 10. 24 (1日)	流山市役所 第1第2委員会室	4		2	1	1	1	1	1	1	

第3節 執行機関

1 組織図（令和5年4月1日現在）



2 執行機関

組合の執行機関として、管理者、副管理者及び会計管理者をそれぞれ1人置く。

管理者及び副管理者は、組合の議会において、関係市の長のうちから選挙により選任する。

管理者の任期は関係市の長の任期とし、副管理者の任期は1年とする。ただし、任期中に関係市の長でなくなったときは、その職を失う。

会計管理者は、関係市の会計管理者のうちから管理者が命じる。

3 管理者等名簿

令和5年11月1日現在

職	氏名	関係市の役職
管理者	太田和美	柏市長
副管理者	星野順一郎	我孫子市長
会計管理者	荒巻幸男	柏市会計管理者

4 事務局

管理者の権限に属する事務を分掌させるため、事務局を設置する。

(1) 組織 事務局に次の課及び担当を設置する。

課名	担当名
総務課	総務担当、財務担当、みどり園担当
ウイングホール柏斎場	管理担当
周辺整備室	周辺整備担当

(2) 分掌事務 各課及び担当の主な分掌事務は、次のとおりとする。

課名	担当名	主な分掌事務
総務課	総務担当 財務担当 みどり園担当	<ul style="list-style-type: none"> ・議会に関すること。 ・主管者会議に関すること。 ・規約、条例、規則及び規程等に関すること。 ・情報公開及び個人情報保護の統括に関すること。 ・職員定数に関すること。 ・職員の人事、給与、退職手当、服務、研修、福利厚生及び労働安全衛生に関すること。 ・公務災害補償に関すること。 ・監査に関すること。 ・予算の編成に関すること。 ・予算の執行管理及び資金計画に関すること。 ・工事請負、物品購入等の指名業者の選定、入札及び契約に関すること。 ・決算に関すること。 ・みどり園に関すること。 ・みどりの家に関すること。
ウイングホール 柏斎場	管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ・斎場の施設及び設備等の維持管理に関すること。 ・斎場の使用許可及び火葬の施行に関すること。 ・斎場の使用料等の収入に関すること。 ・斎場の使用料等の減免に関すること。 ・火葬状況及び靈柩自動車の営業の報告に関すること。 ・斎場の災害対策に関すること。
周辺整備室	周辺整備担当	<ul style="list-style-type: none"> ・斎場周辺整備事業の調整及び計画に関すること。 ・斎場周辺整備事業の推進に関すること。 ・斎場周辺整備に係る予算の編成に関すること。 ・その他斎場周辺整備に関すること。

(3) 職員数の推移

各年度 4月1日現在

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	定数	実数	定数	実数	定数	実数
総務課	7	5	7	5	7	5
ウイングホール柏斎場	8	9	6	7	6	7
周辺整備室	—	—	2	2	2	2
合計	15	14	15	14	15	14

※総務課に事務局長1名・再任用職員1名、斎場に再任用職員1名・会計年度任用職員1名及び周辺整備室に再任用職員1名を含む。周辺整備室職員は、斎場管理担当を兼務。

(4) 主管者会議

組合の総合的かつ合理的な運営を図るため、事務局に主管者会議を設置する。

主管者会議では、組合の総合的な施策、事務処理体制等についての改善策、組合の議会に

提出する議案、関係市からの提案事項に関することが付議され、協議を行う。

主管者は、管理者が関係市の職員の中から当該市長と協議して任命する。

主管者会議は各主管者のほか、組合の事務局長、総務課長、ウイングホール柏斎場長、周辺整備室長等で構成する。

第4節 監査委員

1 監査委員

組合の監査委員は、組合の管理者が組合の議会の同意を得て、組合の議会の議員及び優れた識見を有する者のうちからそれぞれ1人を選任する。

組合の議会の議員のうちから選任される監査委員の任期は、組合議員の任期とし、組合議員でなくなったときはその職を失う。

優れた識見を有する者のうちから選任される監査委員の任期は、4年とする。

2 監査委員名簿

令和5年11月1日現在

選任区分	氏 名	就任年月日	備考
代表監査委員・識見	山崎直人	平成29年10月20日	公認会計士・税理士
組合議員選出	円谷憲人	令和5年10月24日	柏市議会議長

3 監査等の実施状況

(1) 決算審査（地方自治法第233条第2項）

決算書その他関係諸表等の計数を確認するとともに、予算の執行及び事業の経営が適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施する。

実施日：令和5年8月23日

(2) 定期監査（地方自治法第199条第4項）

組合の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、また、組合の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを主眼として実施する。

実施日：令和5年1月23日

対象部署：総務課、ウイングホール柏斎場

(3) 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

管理者の行う現金の出納事務が、適正に行われているかどうかを主眼として実施する。

実施日	検査対象
令和4年 8月17日	令和4年 4月分～令和4年 6月分
令和4年 11月22日	令和4年 7月分～令和4年 9月分
令和5年 1月23日	令和4年10月分～令和4年11月分
令和5年 5月30日	令和4年12月分～令和5年 3月分
令和5年 8月23日	令和5年 4月分～令和5年 6月分

第5節 事業概要

1 斎場事業（令和5年4月1日現在）

＜ウイングホール柏斎場＞



(1) 名 称 ウイングホール柏斎場

(2) 事業内容 墓地、埋葬等に関する法律第2条第2項に規定する遺体等の火葬に関すること。
待合室、式場及び靈安室の使用に関すること。靈柩自動車の運行に関すること。

(3) 事業種別 斎場施設

(4) 所 在 地 柏市布施281番地の1

(5) 設置年月日 平成7年11月17日

(6) 運営体制 直営

(7) 施設の概要

ア 敷地面積 24,367.74 m² (柏市布施下の臨時駐車場 4,671 m²含む)

イ 建物の構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建て

ウ 建築面積 4,481.47 m²

エ 延べ床面積 5,844.09 m²

オ 火葬炉 人体炉12基 (使用燃料 都市ガス)

(8) 付帯施設等

ア 待合室 9室 (定員: 洋室38席~60席)

イ 告別室 2室

ウ 収骨室 3室

エ 告別式場 2室 (定員: 大式場120席, 小式場70席)

オ 式場控室 2室 (定員: 大式場洋室50席・小式場洋室40席)

カ 遺族控室 2室 (和室8畳)

キ 僧侶控室 2室 (和室3畳)

ク 靈安置室 保冷庫3台 (2体/台)

ヶ 駐 車 場 242台

敷地内駐車場 乗用車 108台, マイクロバス5台

敷地外駐車場（臨時駐車場） 乗用車 129台

項 目	内 容
火葬・待合室	<ul style="list-style-type: none"> 火葬時間 9:30から15:00 30分毎12時間帯 火葬可能件数 24件／日（各時間帯2件） 火葬は友引の日及び年始（1月1日～1月3日）を除く毎日 待合室1室は無料で利用可能。会葬者数の状況により部屋の追加利用が可能（2室目は有料）
式場	<ul style="list-style-type: none"> 葬儀（通夜、告別式等）を行うための「大式場」と「小式場」があり、利用は火葬前日の15時から翌日の14時30分までの間
洋型靈柩自動車 2台	<ul style="list-style-type: none"> 当斎場で火葬又は葬儀を行う場合に、自宅や葬祭施設等から当斎場までの搬送に限り利用できます。
靈安室	<ul style="list-style-type: none"> 当斎場で火葬を行う場合に限り利用できます。

※斎場の利用が暴力団の利益になると認められるときは、斎場の使用を許可しないことができる。（斎場条例第5条第2項第3号）

洋型靈柩自動車



(9) 使用料（前回使用料改正 令和4年10月1日施行）

令和5年11月1日現在

区分	単位	火葬許可証に記載の死亡者(死胎は母)又は申請者の現住所		
		柏市・流山市・我孫子市	左記以外	
火葬場	15歳以上	1体	6,000円	82,500円
	15歳未満	1体	3,000円	66,000円
	死胎	1体	2,000円	36,300円
	改葬	1棺	3,000円	38,000円
	四肢	1件	2,000円	33,000円
待合室	2室目	1室	1,800円	3,600円
大式場	15時から翌日の 14時30分まで	1回	117,100円	195,500円
		1回	78,400円	117,100円
		1式	15,600円	31,300円
霊安室	0時から24時まで	1体	6,300円	16,700円
靈柩自動車		1回	11,200円	16,200円

備考

- 1 火葬場、霊安室及び靈柩自動車の使用料については減免制度あり。
- 2 四肢は切断された当該本人の住所による。
- 3 待合室の2室目の利用は、待合室に空きがある場合に限る。
- 4 大式場及び小式場の使用料には、式場控室、遺族控室及び僧侶控室の使用を含む。
- 5 霊柩自動車により有料自動車道等を通行した場合の通行料金は申請者の負担となる。
- 6 祭壇の使用料には、備品の使用を含む。

(10) 沿革

昭和36年当初、関係市町における火葬場施設は、柏市及び流山市において単独市営の火葬場を運営し、我孫子市、沼南町はこの施設を利用していたが、人口の急増に伴う火葬場の使用件数の増加と施設の老朽化により処理能力が限界に達し、近代的、衛生的な施設の設置が求められていた。

用地の選定に苦慮しつつも昭和37年9月に、環境の良い利根川畔（柏市布施）に処理能力に優れた火葬場「みたま苑」が完成し、翌年には靈柩自動車運送事業も開始する等、関係市町の葬祭の簡素化はもとより、住民福祉の増進と環境衛生の改善に寄与することになった。

その後も関係市町は更に発展し人口も増え続け、「みたま苑」の稼働から30年を経過する中で、処理能力だけでなく環境への配慮や住民ニーズの多様化が進み、時代に見合った施設の建設が求められるようになったことから、平成7年11月、処理能力の向上に加え、特に葬儀形態の変化に対応するために式場を兼ね備えた新たな火葬場「ウイングホール柏斎場」を同一敷地内に建て替えた。

その後も利用者のニーズに応え、待合室の増築や式場控室及び待合室の和室から洋室への改修工事、インターネットによる24時間火葬予約システムの導入等、施設の利便性の向上に努めている。

施設機能についても計画的なメンテナンスにより良好な状態を保ち、安定した稼働を続けているが、経年変化による設備の老朽化は避けられず、加えて近年の高齢化に伴う火葬需要の増加により、現状設備のままでは対応が難しくなる懸念が生じてきた。

こうしたことから、引き続き安定したサービスが提供できるよう、平成28年度に「ウイングホール柏斎場整備等基本計画」を策定し、本計画に基づき、施設の改修を進めると

とともに、火葬炉設備の増設やタイムテーブルの見直し、臨時駐車場の造成等を行い、計画的な整備に取り組んでいる。

(11) ウイングホール柏斎場整備等基本計画の概要（平成 29 年 2 月策定）

ア 目的

構成市における将来的な火葬需要の増加が予測されており、現状の維持管理方法による管理・運営を継続した場合には、現状のサービス水準を満たし、火葬場及び斎場における行政としての責務を果たすことが、今後、困難な状況になることが推測され、その対策が緊急課題として求められている。

計画策定により、組合としての運営方針並びに財政基盤を確保するとともに、実施計画への具体化に向け、将来にわたる斎場の適正な運営と整備を計画的に実行していくための指標を形成する。

イ 計画期間

平成 28 年（2016 年）から令和 17 年（2035 年）までの 20 年間

ウ 検討課題

(ア) 将來の火葬需要増加への対応策

火葬炉・収骨室の増設、受入時間増と最終時間の延長、開業日の増、葬送行為の簡略化等

(イ) 主要設備の改修等の整備

設備機器の経年劣化と環境への対応（建物の長寿命化、既存火葬炉の入替等）

(ウ) 管理運営の方法

葬儀形態の変化への対応、災害対策、斎場運営に係る民間活用等

ウイングホール柏斎場全景



ウイングホール柏斎場 臨時駐車場（柏市布施下）



2 障害者支援事業・共同生活援助事業（令和5年4月1日現在）

＜障害者支援施設みどり園＞



- (1) 名 称 東葛中部地区総合開発事務組合立みどり園
(2) 事業内容 生活介護事業、施設入所支援事業、短期入所事業、日中一時支援事業
(3) 事業種別 障害者支援施設
(4) 所 在 地 我孫子市中崎2310番地
(5) 設置年月日 昭和57年6月1日（施設の建て替え平成24年度から平成26年度）
(6) 運営体制 指定管理者による管理（社会福祉法人大久保学園 平成26年4月1日）
(7) 施設の概要
ア 敷地面積 12,781.00m²
イ 建物の構造 鉄骨造
ウ 建築面積 3,560.08m²
エ 延べ床面積 4,709.51m²
オ 居住面積 9.90m²/人

(8) 主要施設

- ア 管理・地域交流棟
イ 自立推進棟
ウ 居住棟（2棟）
エ 日中活動棟

事業名	定 員	内 容
生活介護事業 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第5条第7項)	114名	食事、入浴及び排せつ等の介護、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供、その他身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援

施設入所支援事業 (法第5条10項)	80名	夜間における入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の日常生活上の支援
短期入所事業 (法第5条第8項)	14名	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等を施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な保護を行う。
日中一時支援事業 (法第77条第3項) ※指定管理者による自主事業	6名	障害者等の日中における活動の場を提供し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。

(9) 沿革

昭和40年代後半頃から柏市を始めとする各市町が福祉政策に力を入れ始め、研究会をつくる等活動が盛んになり、昭和52年になると「地域の中に福祉を」という声が、手をつなぐ親の会を始めとする地域の関係者から高まった。

こうした活動の中から、重度障害者に対する支援の必要性が求められ、昭和53年10月に関係市で組織する東葛中部地区総合開発協議会に対して福祉行政懇談会を通じ事業化の依頼があった。昭和55年3月には同協議会から本組合に事業化の依頼があり、これを受けて同年8月に組合の規約の変更がなされ、昭和57年6月1日にみどり園（我孫子市中條）が開園した。

その後、施設の老朽化や利用者の重度重複化、高齢化、長期滞留化等の問題が顕著になり、構成市からの負担金依存度が高いといった運営体制についても経費削減と経営の効率化が求められるようになってきたことから、みどり園の在り方が検討されるようになった。

こうした中で、平成17年に設立された、第三者委員や構成市の委員及び主管者等で構成する「みどり園あり方検討委員会」において、「民営化が望ましい」との方向性が示され、翌年には第三者委員による「みどり園民営化等検討委員会」、構成市主管者等による「みどり園民営化に関する構成市検討会」が開催され、いずれも民営化が望ましいとの結論に至った。

平成19年10月に策定した「みどり園民営化基本方針（平成21年2月改定）」によりPF1事業による民営化が具体的に示され、平成22年にはPF1事業者及び指定管理者として社会福祉法人大久保学園が選定及び指定され、建替え事業が実施されるとともに、平成26年4月1日から指定管理者による管理が開始された。

<共同生活援助事業所みどりの家>



- (1) 名 称 東葛中部地区総合開発事務組合立共同生活援助事業所みどりの家
(2) 事業内容 共同生活援助事業, 短期入所事業
(3) 事業種別 共同生活援助事業所
(4) 所 在 地 我孫子市中崎2291番地
(5) 設置年月日 平成26年1月1日
(6) 運営体制 指定管理者による管理（社会福祉法人大久保学園 平成26年4月1日）
(7) 施設の概要
ア 敷地面積 5,759.00m²
イ 建物の構造 木造軸組構造
ウ 建築面積 569.70m²
エ 延べ床面積 581.31m²
オ 居住面積 9.90m²/人
(8) 主要施設

グループホーム（2棟）

事業名	定 員	内 容
共同生活援助事業 (法第5条第17項)	20名	夜間における入浴, 排せつ及び食事等の介護, 生活等に関する相談及び助言その他の日常生活上の援助
短期入所事業 (法第5条第8項)	4名	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により, 短期間の入所を必要とする障害者等を施設に短期間の入所をさせ, 入浴, 排せつ及び食事その他の必要な保護を行う。

(9) 沿革

昭和57年のみどり園開設以来、利用者は支援のもと施設内で生活していた。

平成19年に策定された「みどり園民営化基本方針」により、ノーマライゼーションの理念のもと、入所による利用者の地域生活移行を実行するため必要な訓練を行い、地域生活へスムーズに移行できるよう支援することを目的とする「地域生活移行訓練」を平成20年4月より実施。我孫子市内の一般家屋を借り入れ「みどりの家」と名付け、平成24年12月の訓練終了時まで、多くの利用者が施設外の地域生活を体験した。

それと並行して「同基本方針」に基づき行われていた、障害者支援施設みどり園の建替え工事に併せ、同敷地内に20人が生活できる共同生活援助事業所（グループホーム）の建設を始め、平成25年12月に完成。地域生活移行訓練を経験したみどり園利用者の中から20人の希望者が生活の場を移し、平成26年1月より組合立「みどりの家」として共同生活援助事業を開始した。

同年4月からは障害者支援施設みどり園とともに指定管理者による管理が開始された。

平成31年4月から短期入所事業の定員を2名増員し4名とした。

みどりの家 壱番館・弐番館



＜障害者支援施設みどり園民営化推進事業＞

(1) 経緯

みどり園は柏市、流山市、我孫子市で構成する本組合が昭和57年に開園した知的障害者の支援施設であるが、開園から27年が経過し施設の老朽化や、利用者の重度重複化、高齢化、長期滞留化等の問題が顕著になり、運営に關しても、構成市からの負担金依存度が高い等、収支の健全化が課題とされてきた。

このため、組合議会からも経費節減と経営の効率化が求められる一方、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス体系の再編により、障害者の地域生活移行の推進等大きく変動する障害保健福祉施策への対応に迫られ、みどり園の在り方について見直しが行われた。

(2) 民営化推進事業の具体化

平成17年に第三者委員、当事者代表委員、構成市委員、構成市主管者による「みどり園あり方検討委員会」が開催され、「みどり園は将来、民営化が望ましい」との結論を得た。これを受け、平成18年に第三者委員による「みどり園民営化等検討委員会」が設置され、同年に構成市主管者等による「みどり園民営化に関する構成市検討会」も開催され、再度、民営化等に関わる課題について検討が行われた結果、いずれも民営化とすることが望ましいとの結論に至った。

平成19年10月に「みどり園民営化基本方針」を策定（平成21年2月に改定）し、事業は民間経営のノウハウを活用した公共事業であるPF1によるものとし、老朽化した施設の建替えと新施設の維持管理運営を行うものとされ、運営開始時期を平成26年4月1日の予定と定められた。

平成21年9月には「みどり園改築等PF1事業実施方針」が公表され、平成25年4月から1年間、PF1事業者との共同運営による引継ぎ期間を経て、同年中の施設整備終了とともに指定管理に移行し、平成26年4月から平成41年3月までの15年間の維持管理、運営期間をもって事業が終了、平成41年4月から完全民営化とすることを前提とするものと定められた。

これらの方針に基づき、平成22年2月の特定事業選定と5月の入札公告を経て、同年11月に「社会福祉法人大久保学園」が落札者に決定し、平成23年1月に「みどり園改築等PF1事業特定事業取扱契約」を締結。平成23年2月の組合議会において「指定管理者の指定」も含めた議案が可決され、PF1事業者として正式に契約が成立し、平成26年4月から指定管理に移行となった。

みどり園の管理運営を指定管理者に委譲した本組合の今後の役割は、PF1事業者、指定業者が要求水準を満たすべく健全な運営を行っているか、期待した民間のノウハウが随所に発揮されているか等を、第三者等から構成する「みどり園指定管理者審査会」を通じたモニタリングを実施し、助言を行い、改善を求める等、常に安心安全な施設運営が遂行され、将来的にはより良い形でスムーズに完全民営化に移行できるよう、管理者として的確な状況の把握と監視を続けていくことが必要とされている。

(3) みどり園民営化基本方針の概要（改訂：平成21年2月5日）

- 1 みどり園の完全民営化を前提に、急激な環境の変化による利用者や保護者への心理的負担に配慮し、民間経営のノウハウを活用した公共事業であるPFIによって、老朽化した施設の建替えと新施設の維持管理運営を行う。
- 2 みどり園の現利用者105名（平成21年1月現在）に対し、地域生活移行訓練ホームみどりの家での地域生活移行訓練を継続実施することにより、平成25年度末までに利用定員の削減を進める。
- 3 PFI事業の範囲としては、みどり園（生活介護事業100名、施設入所支援事業80名、短期入所事業5名規模）の施設建替えと、地域生活移行の受け皿になる共同生活介護（ケアホーム）事業の施設整備（20名規模）を行い、新施設の維持管理運営を同一の社会福祉法人が行う。
なお、みどり園からケアホームへ移行した利用者の日中活動の場は基本的にみどり園とする。
- 4 PFI事業の運営開始は、平成26年4月1日を予定している。
- 5 みどり園民営化基本方針は、必要に応じて今後も見直しを行う。

1 目的

みどり園改築等PFI事業は、知的障害者の支援施設みどり園の完全民営化を前提に、急激な環境の変化による利用者や保護者への心理的負担に配慮し、民間経営のノウハウを活用した公共事業であるPFI（Private Finance Initiative）によって、老朽化した施設の建替えと新施設の維持管理運営を行い、経費節減とサービスの向上を図ることを目的とする。

2 事業方式

事業はPFI法に基づき実施しPFI事業者は、施設の設計及び建設後組合に所有権を移転し、事業期間中における施設の維持管理及び運営業務を遂行するBTO方式により実施する。

※ BTO方式（Build Transfer Operate）⇒民間事業者が自ら資金を調達し、施設を整備（Build）し、施設の所有権を公共に移転（Transfer）し、一定期間管理・運営（Operate）する方式。

(4) 令和5年度事業計画（抜粋）

1 実施事業

(1) 指定障害者支援施設

利用定員

施設入所支援事業 定員80名

生活介護事業 定員114名

短期入所事業（併設・空床型） 定員14名

(2) 共同生活援助事業

利用定員

壹番館 定員10名

弐番館 定員10名

短期入所事業(併設型) 定員 4 名

(3) 地域生活支援事業

日中一時支援事業 定員 6 名

2 事業目的

(1) 生活介護・施設入所支援事業

利用者支援は運営業務の中核をなすものであり、職務構成上以下の7つの業務から構成されると位置づける。これらの業務を職員がそれぞれの業務の目的を理解し、役割分担と連携を図りながら適正な利用者支援を行う。

ア 日常生活支援業務

イ 日中活動支援業務

ウ 余暇・社会生活支援業務

エ 家族支援業務

オ 健康管理・感染症対策

カ 計画・立案(個別支援計画)

キ 危機管理

(2) 短期入所事業

入所施設の機能として、短期入所事業(併設・空床型)を積極的に実施する。各ユニットに短期入所専用居室を設置し、定員 14 名(男性 6 名・女性 8 名)で取り組む。

(3) 共同生活援助事業

入居者の自立と衛生管理を軸に支援計画に基づき、日常生活に必要な援助を行う。地域住民の一員として生活ができるように支援し、運営体制の充実及び災害時の利用者の生命と安全を守るため、その対策に努める。また地域のニーズに応えていくため、4名の枠で短期入所事業を展開する。

ア 基本的生活支援

食事管理、衣類洗濯、整理整頓、居室清掃、身体補清、健康管理、感染症対策、金銭管理貰物、戸締り、防火管理等

イ 日中活動等利用支援

通所支援、帰宅支援、行事参加支援等

ウ 社会生活支援

書類管理・各種手続き支援、対人関係調整、生活相談等

エ 保健医療

通院支援、服薬管理、健康管理(定期健康診断)等

(4) 地域生活支援事業

日中一時支援事業

3 運営方針

3-I 方針概要

(1) 重度障害者の施設として、常に利用者中心を旨とし、利用者のニーズの多様化や重度化、高齢化等の現状を理解し、それらの課題の改善のために積極的な取り組みを展開する。

(2) 利用者一人ひとりの状態や課題を適切に把握するために、利用者の意向を考慮した個別支援計画に基づく支援の充実を図り、支援の向上と安定に努める。また、支援を行うに当たっては、利用者の健康、安全の確保をすべてに優先する。

ア 個別的支援の徹底(利用者一人ひとりの個別性を重視した支援)

イ 利用者ニーズの尊重(利用者を中心に)

ウ 利用者を生活者として捉えた支援(QOLの向上)

工 自己決定の尊重と利用者自身が問題解決能力を身につける自立支援（エンパワメント）

才 利用者の権利擁護（アドボカシー）

(3) 利用者支援の充実と支援体制の強化を図るために、職員一人ひとりの資質向上を図るとともに、それぞれの職責を明確にし、役割分担と連携がなされた組織的な支援の展開を目指す。

(4) 多様化するニーズに効果的、効率的に対応し、より良質の支援を提供する。

(5) 施設運営においては、常に業務の改善を心がけるとともに経費の節減を図り経営の効率化に努める。

(6) 東葛中部地区総合開発事務組合（以下、「事務組合」という。）及び関係市、関係福祉団体との連携に努める。

3-II 重点項目

(1) 防犯に係る安全確保について

- ・建物外の防犯カメラの設置（平成28年度）
- ・直接外部に接する窓ガラスに防犯フィルム装着（平成29年度）
- ・赤外線による外周（敷地・建物）警備（平成29年度）
- ・刺股2本及び護身用防犯スプレー2本を事務室とユニットに設置（平成30年度）
- ・みどりの家（2棟）内の廊下に防犯カメラ設置（令和2年度）

日頃より我孫子市、事務組合のご助言及び我孫子警察のご協力をいただきながら安全確保に務めている。

(2) 課題解決を目的とする委員会の継続設置

現状、みどり園が抱える課題を解決するために以下の委員会継続と、令和5年度に設置の義務となった「身体拘束の適正化」について、権利擁護委員会の中で、虐待防止を含めて検討していく。

ア 利用者の高齢化に対応するために

「みどり園高齢化対策委員会」

イ 多種・多様化する利用者の障害に対応するために

「みどり園行動障害を理解する委員会」

ウ 感染症の予防と園内で発生した時の対策を講じるために

「みどり園感染症対策委員会」

エ 身体拘束の適正化と虐待をしない、させないために

「権利擁護委員会（身体拘束・虐待防止）」

現状のみどり園が抱える課題を解決するために、情報の収集・検討・調査・企画等を行い、具体的な提言を行うことを目的に設置する。

各職員が自分の言葉でみどり園の課題を語り、行く末をみつめることが重要であり、支援員レベルでの議論を活発に行うことの目的として組織横断的な委員会編成とする。

課長・係長は委員会の方向付けや調整（他組織・部署との）をする役割と位置づけする。

(3) 指定管理による適正な事業運営の確保

ア 円滑な事業運営の推進（利用者への理解ときめ細やかな対応）

(ア) 利用者満足度アンケートの実施（支援内容の向上）

(イ) 利用者一人ひとりへの理解を深める（利用者の心身の状態、生活全般、健康状態、

作業への関心興味、地域生活移行への希望等を把握し個別支援計画に反映させる。）。

(ウ) 利用者支援に係る業務について、業務の位置づけ及び業務基準、業務手順等を順次明確にすることによって客観的な視点を持ちつつ支援の質の向上を図る。

(4) 利用者の権利擁護体制の構築

ア 「職員倫理綱領及び職員行動規範」の職員への理解徹底と遵守

イ 「権利擁護委員会（身体拘束・虐待防止）」の設置と委員会による啓発活動の徹底

(5) 共同生活援助事業所「みどりの家」の適正な運営

(6) リスクマネジメント体制の確立

利用者への支援を行う過程において発生しうる事故やトラブルを未然に防止するための対処、事故やトラブルが発生してしまった後の対応が機敏かつ適切にできるようにするための体制を整備確立する。

(5) みどり園指定管理者審査会の設置

PFI並びに指定管理者制度の導入により、本組合はモニタリングを実施し、指定管理者が要求水準書、事業提案書及び事業計画書で定められた水準を満たしているかを確認するとともに、効率的な運営やサービス水準の維持・向上等が適切に実施されているかを確認している。

これに対し、本組合には、障害者支援施設等に関する福祉サービスの内容や運営等を専門知識及び経験に基づき評価できる担当部署がないことから、条件を満たした第三者機関を平成27年度より設置している。

ア 名称

東葛中部地区総合開発事務組合立みどり園指定管理者審査会

イ 設置目的

みどり園及びみどりの家を管理運営している指定管理者の管理運営状況、経理状況等に対し、各分野の知識及び経験を有する第三者の視点からモニタリング及び評価を行う。

第三者の視点を取り入れることにより、事務組合が行うモニタリング及び評価に客観性、公平性、公正性を持たせるとともに、指定管理者の業務に関する検証方法や評価項目等に対して事務組合に助言を行う等、みどり園及びみどりの家のサービスの質を向上させることにより施設の価値を高める。

ウ 所掌事務

(ア) 本組合が行った評価の手続及び結果について適正であるか否かの審査・判定

(イ) 本組合が行うモニタリング評価事項についての調査・審議

(ウ) その他モニタリング手法等に対する本組合への助言等

エ 構成

管理者が委嘱する委員5名

(ア) 指定管理者制度に関する知識又は経験を有する者 1名

(イ) 指定管理者が管理運営する施設に関する知識又は経験を有する者 1名

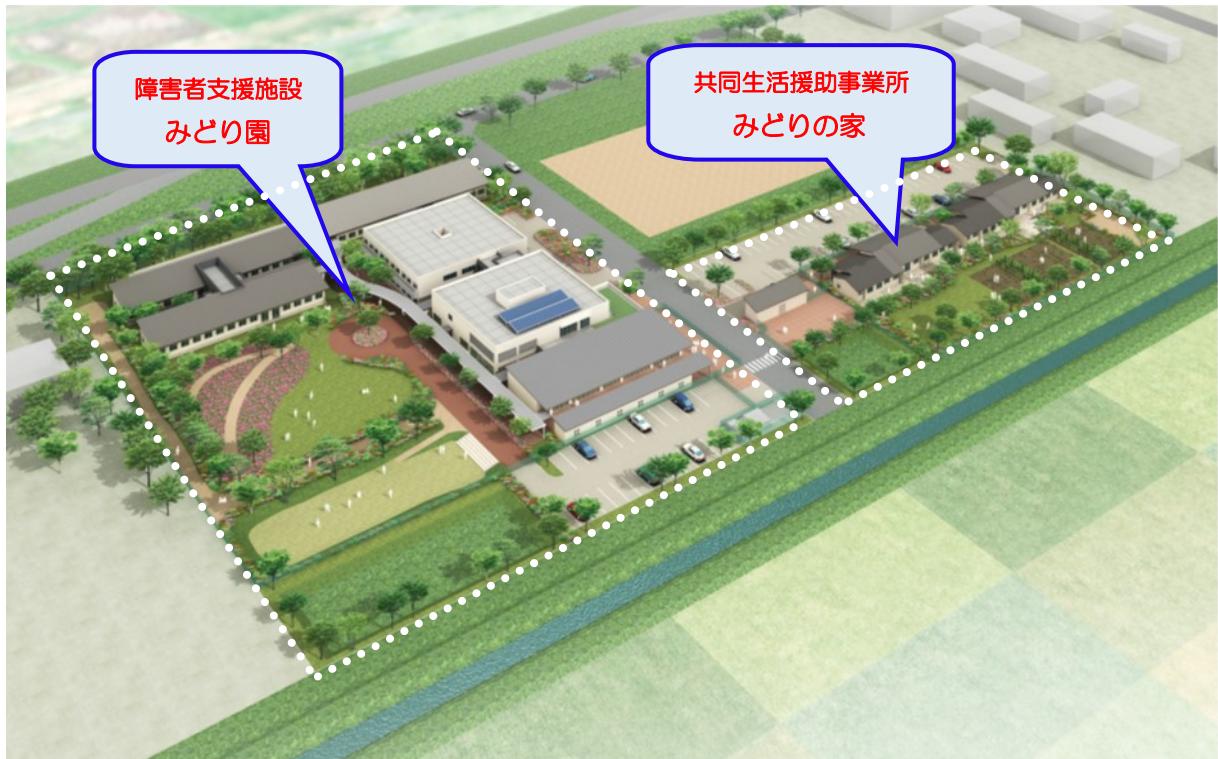
(ウ) 組合関係市障害者福祉担当課長 3名

オ 開催実績

平成29年度から令和4年度まで 年1回審査会を開催

令和5年度 審査会 令和5年11月17日開催予定

施設配置図



3 過去に行っていた事業

(1) 道路整備事業（昭和35年度～昭和49年度）

昭和35年当初、東葛中部地区の道路のほとんどが未改良（砂利）道路であった。改良工事を求める声に応え、一部では人力による路面整備が行われていたが、道路延長1,660キロメートルにわたる作業は、人力のみでは不可能な状況であった。

この問題の解決を図るため、東葛中部地区総合開発協議会が道路整備事業の立案計画を行い、機動性を有する建設機械（モーターグレーダー）による路面整備を実施するための団体を設立することになった。協議会を構成する1市3町（柏市・流山町・我孫子町・沼南町）による一部事務組合設立の申請を千葉県知事に行い、昭和35年5月に東葛中部地区総合開発事務組合が発足。建設機械（モーターグレーダー9トン）を購入し、道路整備事業を進めいくことになった（昭和35年5月2日千葉県指令第1110号組合の設立許可及び建設機械による道路整備に関する事務）。

その後、急激な人口の増加による市街化地域の拡大に伴い延伸する道路を、モーターグレーダーの入替え等を行ながら整備を進めていき、計画どおり区域内の主要道路のほぼ全域が整った昭和50年3月に事業を終了することとなった。

モーターグレーダー



(2) 伝染病事業（昭和38年度～平成10年度）

昭和38年当初、組合を構成する市町は伝染病舎の施設を有していなかったため、患者発生の都度、松戸市立病院の伝染病隔離病舎へ依頼していたが、患者発生件数の増加により、病舎の使用許可等については困難を極めていた。

各市町における共通の問題であり、伝染病の拡大抑制のためにも早急に解決すべき課題であったことから、環境衛生の向上と伝染病発生については広域的に対処することが望ましいとされ、発足間もない本組合の新たな事業として、伝染病事業が検討されることとなった。

昭和38年5月に千葉県知事の許可を得て、30床の伝染病隔離病舎（柏市花野井1240番地の3）を建設し伝染病事業を開始した（昭和38年5月6日千葉県指令第1273号伝染病隔離病舎に関する事務）。

その後、伝染病患者輸送車を購入し、病舎の増改築等を行いながら事業を続けていたが、平成11年4月感染症予防法の施行に伴い、平成11年3月事業を廃止することとなった。

伝染病隔離病舎



第6節 事業実績

1 総務課（令和4年度実績）

(1) 健康診断

内 容	対象者等	回数	受診者数	受診率
定期健康診断	全職員	1	12	100.0%
生活習慣病予防検査	満35歳以上の全職員	1	4	100.0%
骨密度検診	女性職員（希望者）	—	—	—

※定期健康診断には、人間ドック受診者を含む。骨密度検診は3年に1度実施。

(2) 職員研修（外部機関研修）

研修機関	研修名	人数	対象者
千葉県自治研修センター	用地事務研修	1	総務課が指名した職員
	人事評価者研修	1	
	財務事務基礎研修	1	
	メンタルヘルス（セルフケア）研修	1	
	ハラスマント防止研修	1	
	人が集まる企画とチラシデザイン研修	1	
総務省統計研究研修所	初めて学ぶ統計	1	

(3) 情報公開

ア 情報公開条例の目的

公文書の開示を請求する権利及び情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、本組合の保有する情報の一層の公開を図り、もって本組合の諸活動を住民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた組合運営の推進に資することを目的とする。

イ 施行年月日等

- (ア) 公布年月日 平成15年7月24日
 (イ) 施行年月日 平成16年1月1日

ウ 公文書の開示

- (ア) 実施機関 管理者、監査委員及び議会
 (イ) 対象公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの
 (ウ) 開示請求権者 何人も、公文書の開示を請求することができる。
 (エ) 請求手続 開示請求書を総務課に提出（郵送、ファクシミリも可）

エ 令和4年度公文書開示実施状況

- (ア) 請求件数 〇件

(イ) 決定状況

決定区分	開 示	部分開示	不開示	取下げ	計
件 数	0	0	0	0	0

オ 不開示理由別内訳

不開示理由	件数(件)	割合(%)
法令等に基づく不開示情報	—	—
個人に関する情報	—	—
法人等に関する事業活動情報	—	—
公共安全秩序維持に係る情報	—	—

審議検討等に関する情報	—	—
行政執行情報	—	—
存否応答拒否情報	—	—
不存在	—	—
その他	—	—
合 計	—	—

(4) 個人情報保護

ア 個人情報保護条例の目的

実施機関における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項並びに保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を定めることにより、組合事業の公正かつ民主的な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

イ 施行年月日等

- (ア) 公布年月日 平成17年2月16日
(イ) 施行年月日 平成17年4月1日

ウ 保有個人情報の開示

- (ア) 実施機関 管理者、監査委員及び議会
(イ) 個人情報 個人にに関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）をいう。
(ウ) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
(エ) 開示請求権者 何人も、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わり請求することができる。
(オ) 請求の手続 開示請求書を総務課に提出（例外的に郵送も可）

エ 令和4年度保有個人情報開示実施状況

- (ア) 請求件数 〇件

(イ) 決定状況

決定区分	開 示	部分開示	不開示	取下げ	計
件 数	〇	〇	〇	〇	〇

(5) 情報公開・個人情報保護審査会

ア 審査会は不服申立て等の調査審議のほか、情報公開制度、個人情報保護制度その他情報公開及び個人情報保護に関する重要な事項について実施機関に意見を述べることができる。

イ 審査会は、委員5人（識見者3人・組合主管者2人）をもって組織する。

ウ 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

エ 令和4年度公文書及び保有個人情報開示請求に対する不服申立ての状況

区分	件数	処理状況（件）					
		認容	一部容認	棄却	却下	取下げ	検討中
公文書	〇	—	—	—	—	—	—
保有個人情報	〇	—	—	—	—	—	—

2 令和5年度一般会計予算

(1) 一般会計歳入予算款別比較

(単位 千円・%)

款	令和5年度		令和4年度		比 較	
	当 初 予 算 額	構 成 比	予 算 現 額	構 成 比	増 減 額	比 率
1 分担金及び負担金	553,462	72.5	496,627	79.8	56,835	11.4
2 使用料及び手数料	110,505	14.5	105,098	16.9	5,407	5.1
4 財産収入	1	0.0	1	0.0	0	0.0
5 寄附金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
6 繰入金	80,000	10.5	0	0.0	80,000	皆増
7 繰越金	3	0.0	1,000	0.2	△ 997	△ 99.7
8 諸収入	18,892	2.5	19,424	3.1	△ 532	△ 2.7
歳入合計	762,864	100.0	622,151	100.0	140,713	22.6

(2) 一般会計歳出予算款別比較

(単位 千円・%)

款	令和5年度		令和4年度		比 較	
	当 初 予 算 額	構 成 比	予 算 現 額	構 成 比	増 減 額	比 率
2 総務費	54,047	7.1	55,508	8.9	△ 1,461	△ 2.6
3 民生費	54,509	7.1	54,769	8.8	△ 260	△ 0.5
4 衛生費	515,489	67.6	389,611	62.6	125,878	32.3
5 公債費	128,819	16.9	112,263	18.1	16,556	14.7
6 予備費	10,000	1.3	10,000	1.6	0	0.0
歳出合計	762,864	100.0	622,151	100.0	140,713	22.6

(3) 一般会計歳出予算節別比較

(単位 千円・%)

節	令和5年度		令和4年度		比 較	
	当初予算額	構成比	予算現額	構成比	増減額	比率
1 報酬	3,151	0.4	1,562	0.3	1,589	101.7
2 給料	57,272	7.5	58,346	9.4	△ 1,074	△ 1.8
3 職員手当等	36,389	4.8	36,968	5.9	△ 579	△ 1.6
4 共済費	19,879	2.6	19,969	3.2	△ 90	△ 0.5
8 旅費	144	0.0	84	0.0	60	71.4
9 交際費	1	0.0	1	0.0	0	0.0
10 需用費	119,834	15.7	65,292	10.5	54,542	83.5
11 役務費	3,506	0.4	2,083	0.3	1,423	68.3
12 委託料	276,623	36.3	250,216	40.2	26,407	10.6
13 使用料及び賃借料	12,524	1.6	13,356	2.1	△ 832	△ 6.2
14 工事請負費	22,750	3.0	17,715	2.9	5,035	28.4
16 公有財産購入費	62,245	8.2	26,024	4.2	36,221	139.2
17 備品購入費	86	0.0	0	0.0	86	—
18 負担金、補助及び交付金	8,438	1.1	8,269	1.3	169	2.0
21 補償、補填及び賠償金	1,202	0.2	2	0.0	1,200	60,000.0
22 償還金、利子及び割引料	128,819	16.9	112,263	18.1	16,556	14.7
24 積立金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
26 公課費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
28 予備費	10,000	1.3	10,000	1.6	0	0.0
合計	762,864	100.0	622,151	100.0	140,713	22.6

3 令和4年度一般会計決算

(1) 一般会計歳入決算款別比較

(単位 千円・%)

款	令和4年度		令和3年度		比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	比率
1 分担金及び負担金	496,627	67.3	606,484	65.3	△ 109,857	△ 18.1
2 使用料及び手数料	109,338	14.8	94,371	10.2	14,967	15.9
4 財産収入	2	0.0	2	0.0	0	0.0
5 寄附金	0	0.0	0	0.0	0	—
6 繰入金	2,133	0.3	40,000	4.3	△ 37,867	△ 94.7
7 繰越金	110,575	15.0	26,989	2.9	83,586	309.7
8 諸収入	19,444	2.6	20,534	2.2	△ 1,090	△ 5.3
9 組合債	0	0.0	140,000	15.1	△ 140,000	△ 100.0
歳入合計	738,119	100.0	928,380	100.0	△ 190,261	△ 20.5

(2) 一般会計歳出決算款別比較

(単位 千円・%)

款	令和4年度		令和3年度		比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	比率
2 総務費	53,877	8.2	76,915	9.7	△ 23,038	△ 30.0
3 民生費	54,600	8.3	55,375	7.0	△ 775	△ 1.4
4 衛生費	434,390	66.4	563,027	71.0	△ 128,637	△ 22.8
5 公債費	111,792	17.1	97,488	12.3	14,304	14.7
歳出合計	654,659	100.0	792,805	100.0	△ 138,146	△ 17.4

(3) 一般会計歳出決算節別比較

(単位 千円・%)

節	令和4年度		令和3年度		比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	比率
1 報酬	1,538	0.2	1,502	0.2	36	2.4
2 給料	56,865	8.7	57,954	7.3	△ 1,089	△ 1.9
3 職員手当等	34,987	5.3	35,810	4.5	△ 823	△ 2.3
4 共済費	18,962	2.9	19,510	2.5	△ 548	△ 2.8
7 報償費	0	0.0	0	0.0	0	—
8 旅費	57	0.0	44	0.0	13	29.5
9 交際費	0	0.0	0	0.0	0	—
10 需用費	85,282	13.0	62,171	7.8	23,111	37.2
11 役務費	1,991	0.3	2,421	0.3	△ 430	△ 17.8
12 委託料	245,850	37.6	241,702	30.5	4,148	1.7
13 使用料及び賃借料	13,140	2.0	9,263	1.2	3,877	41.9
14 工事請負費	13,824	2.1	206,041	26.0	△ 192,217	△ 93.3
16 公有財産購入費	61,924	9.5	25,999	3.3	35,925	138.2
17 備品購入費	185	0.0	44	0.0	141	320.5
18 負担金、補助及び交付金	8,260	1.3	8,058	1.0	202	2.5
21 補償、補填及び賠償金	0	0.0	0	0.0	0	—
22 償還金、利子及び割引料	111,792	17.1	97,488	12.3	14,304	14.7
24 積立金	2	0.0	24,791	3.1	△ 24,789	△ 100.0
26 公課費	0	0.0	7	0.0	△ 7	△ 100.0
合計	654,659	100.0	792,805	100.0	△ 138,146	△ 17.4

4 一般会計予算・決算の推移

(単位 千円・%)

年度	当初予算		歳 入		歳 出		歳入歳出 差引額
	予算額	対前年度 伸び率	決算額	対前年度 伸び率	決算額	対前年度 伸び率	
H1	1,390,548	△ 47.3	1,675,583	55.4	1,017,280	36.2	658,303
H2	1,771,691	27.4	2,044,058	22.0	987,099	△ 3.0	1,056,959
H3	1,573,181	△ 11.2	2,641,682	29.2	1,452,648	47.2	1,189,034
H4	1,809,934	15.0	2,893,488	9.5	1,375,711	△ 5.3	1,517,777
H5	5,070,302	180.1	4,947,107	71.0	3,424,953	149.0	1,522,154
H6	3,615,589	△ 28.7	4,583,386	△ 7.4	2,648,816	△ 22.7	1,934,570
H7	3,104,990	△ 14.1	5,597,506	22.1	4,530,201	71.0	1,067,305
H8	1,622,581	△ 47.7	2,678,668	△ 52.1	2,595,027	△ 42.7	83,641
H9	1,937,894	19.4	2,032,632	△ 24.1	1,955,058	△ 24.7	77,574
H10	2,079,008	7.3	2,161,593	6.3	2,062,332	5.5	99,261
H11	2,043,042	△ 1.7	2,130,373	△ 1.4	2,059,101	△ 0.2	71,272
H12	2,028,426	△ 0.7	2,072,472	△ 2.7	2,010,792	△ 2.3	61,680
H13	2,033,322	0.2	2,084,256	0.6	2,016,011	0.3	68,245
H14	1,984,151	△ 2.4	2,046,362	△ 1.8	1,965,870	△ 2.5	80,492
H15	1,977,025	△ 0.4	2,045,789	△ 0.0	1,903,990	△ 3.1	141,799
H16	1,929,213	△ 2.4	2,079,654	1.7	1,948,988	2.4	130,666
H17	1,492,824	△ 22.6	1,622,831	△ 22.0	1,487,236	△ 23.7	135,595
H18	1,386,724	△ 7.1	1,498,167	△ 7.7	1,387,141	△ 6.7	111,026
H19	1,312,817	△ 5.3	1,490,408	△ 0.5	1,330,270	△ 4.1	160,138
H20	1,444,634	10.0	1,581,738	6.1	1,504,285	13.1	77,453
H21	1,267,964	△ 12.2	1,407,981	△ 11.0	1,305,940	△ 13.2	102,041
H22	1,241,317	△ 2.1	1,383,186	△ 1.8	1,292,550	△ 1.0	90,636
H23	1,229,421	△ 1.0	1,331,467	△ 3.7	1,258,379	△ 2.6	73,088
H24	1,880,399	52.9	1,891,921	42.1	1,876,174	49.1	15,747
H25	2,038,553	8.4	2,003,253	5.9	1,969,889	5.0	33,364
H26	720,982	△ 64.6	909,126	△ 54.6	870,658	△ 55.8	38,468
H27	583,378	△ 19.1	598,996	△ 34.1	566,568	△ 34.9	32,428
H28	572,139	△ 1.9	582,967	△ 2.7	538,395	△ 5.0	44,572
H29	868,782	51.8	890,846	52.8	837,511	55.6	53,335
H30	776,149	△ 10.7	698,332	△ 21.6	605,187	△ 27.7	93,145
R元	750,626	△ 3.3	814,855	16.7	790,663	30.6	24,192
R2	846,404	12.8	850,616	4.4	795,626	0.6	54,990
R3	910,210	7.5	928,380	9.1	792,805	△ 0.4	135,575
R4	622,151	△ 31.6	738,119	△ 20.5	654,659	△ 17.4	83,460

5 分賦率

組合経費の支弁の方法は、組合規約第11条により「組合の経費は、組合の事業に生ずる収入、その他の収入をもって充て、なお不足するときは関係市に分賦する。」と規定し、次の分賦率計算書により関係市の負担金を算出している。

令和4年度分賦率計算書

区 分	人 口 割		財 政 割		受 益 割		Aの計		分 賦 率		備 考			
	R3.9.1現在 (人)	比率 (%)	振替A (%)	市税・交付税 (千円)	比率 (%)	振替A (%)	員数等 (件・人)	比率 (%)	振替A (%)	均等割A (%)	本年度 累(%)	前年度 累(%)		
総務費 我孫子市	柏 市	435,675	56.62	41,76	72,412,120	57.88	8,68	—	—	3.75	54.19	54.2	54.4	
	流山市	203,331	26.43	19.49	31,486,873	25.17	3.78	—	—	3.75	27.02	27.0	26.7	
	計	769,391	100.00	73.75	125,112,851	100.00	15.00	—	—	11.25	100.00	100.0	100.0	
	運営費 我孫子市	130,385	16.35	12.50	21,213,858	16.95	2.54	—	—	3.75	18.79	18.8	18.9	
民生費 我孫子市	柏 市	435,675	56.62	22.65	72,412,120	57.88	5.79	57	57.58	22.31	3.75	54.50	54.5	54.4
	流山市	203,331	26.43	10.57	31,486,873	25.17	2.52	23	23.23	9.00	3.75	25.84	25.8	25.8
	計	769,391	100.00	40.00	125,112,851	100.00	10.00	99	100.00	38.75	11.25	19.66	19.7	19.8
	建設費 我孫子市	131,933	18.67	13.07	—	—	—	—	—	10.00	50.23	50.2	50.2	
衛生費 我孫子市	柏 市	406,247	57.47	40.23	—	—	—	—	—	—	26.70	26.7	26.7	26.7
	流山市	168,684	23.86	16.70	—	—	—	—	—	—	10.00	23.07	23.1	23.1
	計	706,884	100.00	70.00	—	—	—	—	—	—	30.00	100.00	100.0	100.0
	運営費 我孫子市	130,385	16.35	12.50	21,213,858	16.95	1.69	19	19.19	7.44	3.75	20.07	20.1	19.8
衛生費 建設費 我孫子市	柏 市	435,675	56.62	22.65	72,412,120	57.88	5.79	3,392	56.05	21.72	3.75	53.91	53.9	54.5
	流山市	203,331	26.43	10.57	31,486,873	25.17	2.52	1,430	23.70	9.18	3.75	26.02	26.0	25.7
	計	769,391	100.00	40.00	125,112,851	100.00	10.00	6,034	100.00	38.75	11.25	100.00	100.0	100.0
	建設費 我孫子市	131,456	18.07	12.65	—	—	—	—	—	—	10.00	22.65	22.7	22.7
計	柏 市	727,485	100.00	70.00	—	—	—	—	—	—	30.00	100.00	100.0	100.0
	運営費 我孫子市	178,845	24.58	17.21	—	—	—	—	—	—	27.21	27.2	27.2	27.2

6 市負担金の推移

(単位 千円・%)

年度	柏 市		流山市		我孫子市		合 計
	金額	対前年度伸び率	金額	対前年度伸び率	金額	対前年度伸び率	
H3	543,380	14.1	283,632	15.2	262,427	13.9	1,089,439
H4	596,334	9.7	309,378	9.1	286,178	9.1	1,191,890
H5	726,655	21.9	378,076	22.2	346,612	21.1	1,451,343
H6	721,593	△ 0.7	375,044	△ 0.8	342,631	△ 1.1	1,439,268
H7	610,438	△ 15.4	304,424	△ 18.8	290,395	△ 15.2	1,205,257
H8	559,459	△ 8.4	271,461	△ 10.8	269,781	△ 7.1	1,100,701
H9	572,325	2.3	281,438	3.7	265,859	△ 1.5	1,119,622
H10	625,842	9.4	312,153	10.9	292,276	9.9	1,230,271
H11	611,786	△ 2.2	307,085	△ 1.6	286,484	△ 2.0	1,205,355
H12	646,270	5.6	327,763	6.7	304,835	6.4	1,278,868
H13	682,179	5.6	353,685	7.9	321,771	5.6	1,357,635
H14	643,829	△ 5.6	331,021	△ 6.4	302,113	△ 6.1	1,276,963
H15	638,945	△ 0.8	327,784	△ 1.0	302,461	0.1	1,269,190
H16	634,496	△ 0.7	326,238	△ 0.5	301,712	△ 0.2	1,262,446
H17	576,675	△ 9.1	244,299	△ 25.1	228,417	△ 24.3	1,049,391
H18	526,055	△ 8.8	222,727	△ 8.8	207,707	△ 9.1	956,489
H19	487,837	△ 7.3	210,343	△ 5.6	193,535	△ 6.8	891,715
H20	485,291	△ 0.5	208,813	△ 0.7	191,001	△ 1.3	885,105
H21	457,513	△ 5.7	194,439	△ 6.9	180,256	△ 5.6	832,208
H22	418,425	△ 8.5	179,780	△ 7.5	163,785	△ 9.1	761,990
H23	392,213	△ 6.3	171,096	△ 4.8	154,572	△ 5.6	717,881
H24	304,536	△ 22.4	131,198	△ 23.3	117,147	△ 24.2	552,881
H25	278,538	△ 8.5	119,805	△ 8.7	107,807	△ 8.0	506,150
H26	237,634	△ 14.7	106,364	△ 11.2	93,337	△ 13.4	437,335
H27	215,745	△ 9.2	99,916	△ 6.1	86,239	△ 7.6	401,900
H28	260,237	20.6	120,765	20.9	101,862	18.1	482,864
H29	279,317	7.3	133,172	10.3	111,188	9.2	523,677
H30	281,116	0.6	134,454	1.0	110,402	△ 0.7	525,972
R1	272,105	△ 3.2	132,998	△ 1.1	110,248	△ 0.1	515,351
R2	299,340	10.0	146,565	10.2	117,571	6.6	563,476
R3	323,441	8.1	158,296	8.0	124,747	6.1	606,484
R4	262,847	△ 18.7	130,715	△ 17.4	103,065	△ 17.4	496,627

7 公債費

地方債償還額の推移

(単位 千円)

区分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
斎場整備事業債	637,069	637,069	637,069	637,069	637,069
社会福祉施設整備事業債	58,420	58,420	58,420	13,549	13,549
合計	695,489	695,489	695,489	650,618	650,618

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成25年度
斎場整備事業債	637,069	637,069	0	0	0
社会福祉施設整備事業債	13,549	13,549	13,549	4,617	2,686
合計	650,618	650,618	13,549	4,617	2,686

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
斎場整備事業債	0	0	0	0	1,432
社会福祉施設整備事業債	5,933	35,057	69,217	74,092	74,092
合計	5,933	35,057	69,217	74,092	75,524

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
斎場整備事業債	1,403	22,416	23,396	37,699
社会福祉施設整備事業債	74,092	74,092	74,092	74,092
合計	75,495	96,508	97,488	111,791

※平成20年度から平成24年度は地方債償還なし

8 基金

年度末現在高の推移

(単位 千円)

基金名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
財政調整基金	163,771	187,774	190,775	198,778	221,647
施設整備基金	51,321	72,321	72,512	77,301	77,301
合計	215,092	260,095	263,287	276,079	298,948

(令和5年4月1日現在)

9 公有財産

土地		(単位 m ²)			
区分	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高
公共用 財産	斎場施設	25,298.30	2,272.04	27,570.34	
	障害者支援施設	12,781.00	0.00	12,781.00	
	共同生活援助事業所	5,758.00	1.00	5,759.00	
	合 計	43,837.30	2,273.04	46,110.34	

建物		(延べ床面積)				(延べ床面積)				(延べ床面積)				面 積 計	
区分	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高	面 積 計											
公共用 財産	斎場施設	177.21	0.00	177.21	5,844.09	0.00	5,844.09	0.00	6,021.30	0.00	6,021.30				
	障害者支援施設				4,709.51	0.00	4,709.51			4,709.51	0.00	4,709.51			
	共同生活援助事業所	581.31	0.00	581.31					581.31	0.00	581.31				
	合 計	758.52	0.00	758.52	10,553.60	0.00	10,553.60	11,312.12	0.00	11,312.12	0.00	11,312.12			

10 ウイングホール柏斎場

(1) 市別火葬件数

(単位 件)

年度	柏 市	流山市	我孫子市	組合外	合 計	前年度比
R2	3,378	1,377	1,210	57	6,022	104
R3	3,359	1,515	1,230	51	6,155	133
R4	3,733	1,664	1,359	73	6,829	674

(2) 市別靈柩自動車使用件数

(単位 件)

年度	柏 市	流山市	我孫子市	組合外	合 計	前年度比
R2	572	249	168	9	998	△110
R3	561	275	131	4	971	△27
R4	541	277	137	12	967	△4

※洋型靈柩自動車2台の運行可能件数7件／日（令和4年9月まで8件／日）

(3) 市別式場使用件数（式場2室）

(単位 件)

年度	柏 市	流山市	我孫子市	組合外	合 計	前年度比
R2	299	65	111	2	477	△24
R3	258	92	102	2	454	△23
R4	302	81	107	1	491	37

(4) 市別靈安室使用件数・使用日数

(単位 件・日)

年度	柏 市	流山市	我孫子市	組合外	合 計	前年度比
R2	94	14	37	1	146	△14
	507	77	162	3	749	84
R3	100	15	35	0	150	4
	604	100	204	0	908	159
R4	130	11	45	1	187	37
	759	57	276	5	1,097	189

※上段：件数 下段：日数

11 障害者支援施設みどり園・共同生活援助事業所みどりの家

(1) 援護の実施機関別利用状況（年度末現在）

ア みどり園

(単位 人)

区分	R2年度			R3年度			R4年度		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
柏 市	25	21	46	24	21	45	24	21	45
流 山 市	8	9	17	9	9	18	9	9	18
我孫子市	12	3	15	12	3	15	12	3	15
組合外	0	1	1	0	1	1	0	1	1
合 計	45	34	79	45	34	79	45	34	79

イ みどりの家

(単位 人)

区分	R2年度			R3年度			R4年度		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
柏 市	4	7	11	5	7	12	5	7	12
流 山 市	4	1	5	4	1	5	4	1	5
我孫子市	2	2	4	1	2	3	1	2	3
組合外	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	10	10	20	10	10	20	10	10	20

(2) 障害支援区別利用状況（令和4年4月1日現在）

ア みどり園

(単位 人)

区分	障害支援区別利用者数						
	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	計
柏 市	43	2	0	0	0	0	45
流 山 市	18	0	0	0	0	0	18
我孫子市	13	1	1	0	0	0	15
組合外	1	0	0	0	0	0	1
合 計	75	3	1	0	0	0	79

イ みどりの家

(単位 人)

区分	障害支援区別利用者数						
	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	計
柏 市	10	1	1	0	0	0	12
流 山 市	3	0	2	0	0	0	5
我孫子市	1	2	0	0	0	0	3
組合外	0	0	0	0	0	0	0
合 計	14	3	3	0	0	0	20

※障害支援区分とは、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの（区分6は必要度が最も高い）。

(3) 短期入所・日中一時支援事業

ア 短期入所（みどり園）

(単位 人・日)

区分	R2年度		R3年度		R4年度	
	実人数	延べ日数	実人数	延べ日数	実人数	延べ日数
柏 市	19	333	2	10	31	348
流 山 市	6	33	0	0	21	553
我孫子市	64	653	12	116	30	126
組合外	124	2,413	61	1,615	71	1,580
合 計	213	3,432	75	1,741	153	2,607

イ 短期入所（みどりの家）

(単位 人・日)

区分	R2年度		R3年度		R4年度	
	実人数	延べ日数	実人数	延べ日数	実人数	延べ日数
柏 市	0	0	11	306	20	389
流 山 市	1	7	0	0	3	15
我孫子市	0	0	0	0	0	0
組合外	0	0	2	23	6	100
合 計	1	7	13	329	29	504

ウ 日中一時支援（みどり園）

(単位 人・件)

区分	R2年度		R3年度		R4年度	
	実人数	延べ件数	実人数	延べ件数	実人数	延べ件数
柏 市	1	1	0	0	0	0
流 山 市	0	0	0	0	0	0
我孫子市	43	232	0	0	0	0
組合外	10	22	0	0	0	0
合 計	54	255	0	0	0	0

第7節 その他資料

1 組合区域内人口の推移

区分	柏市	流山市	我孫子市	沼南町	合計	各年10月1日現在
						伸び率 %
昭和35年	63,745	25,672	27,063	11,849	128,329	—
昭和40年	109,237	39,168	33,216	15,262	196,883	53.4
昭和45年	150,635	56,485	49,240	18,480	274,840	39.6
昭和50年	203,065	82,936	76,218	22,150	384,369	39.9
昭和55年	239,198	106,635	101,061	33,706	480,600	25.0
昭和60年	273,128	124,682	111,659	38,027	547,496	13.9
平成2年	305,058	140,059	120,628	41,944	607,689	11.0
平成7年	317,750	146,245	124,257	45,130	633,382	4.2
平成12年	327,851	150,527	127,733	45,927	652,038	2.9
平成13年	328,975	151,118	129,100	46,357	655,550	0.5
平成14年	331,575	151,807	129,241	46,501	659,124	0.5
平成15年	332,690	151,752	130,942	46,604	661,988	0.4
平成16年	333,516	151,879	131,882	46,828	664,105	0.3
平成17年	380,963	152,641	131,205	柏市と合併	664,809	0.1
平成18年	384,420	154,619	131,754	—	670,793	0.9
平成19年	388,350	155,876	133,507	—	677,733	1.0
平成20年	391,943	158,608	134,506	—	685,057	1.1
平成21年	397,446	161,077	134,778	—	693,301	1.2
平成22年	404,012	163,984	134,017	—	702,013	1.3
平成23年	405,658	166,052	133,593	—	705,303	0.5
平成24年	404,578	167,184	132,438	—	704,200	△ 0.2
平成25年	406,395	168,938	131,875	—	707,208	0.4
平成26年	408,198	171,701	131,377	—	711,276	0.6
平成27年	413,954	174,373	131,606	—	719,933	1.2
平成28年	417,294	179,083	131,351	—	727,728	1.1
平成29年	420,824	184,079	131,099	—	736,002	1.1
平成30年	424,322	189,373	130,945	—	744,640	1.2
令和元年	429,070	193,975	131,026	—	754,071	1.3
令和2年	432,806	198,762	130,497	—	762,065	1.1
令和3年	429,738	203,838	130,387	—	763,963	0.2
令和4年	432,450	207,808	129,862	—	770,120	0.8
令和5年	434,031	211,160	129,706	—	774,897	0.6

注) 国勢調査年以外の人口は、千葉県毎月常住人口調査結果による。

2 事業年表

- 昭和35年 5月 東葛中部地区総合開発事務組合設立
5月 道路整備事業を開始
- 昭和36年 9月 火葬及び葬祭に関する事務を開始
- 昭和37年 9月 火葬場みたま苑が竣工（火葬炉3炉）
- 昭和38年 1月 霊柩自動車運送事業を開始
5月 伝染病事業を開始
- 昭和39年 3月 伝染病隔離病舎が竣工
8月 伝染病患者輸送車を購入
- 昭和50年 3月 道路整備事業を廃止
- 昭和53年 10月 みどり園建設を福祉行政懇談会が、東葛中部地区総合開発協議会へ事業化を依頼
- 昭和55年 3月 みどり園建設を東葛中部地区総合開発事務協議会が、東葛中部地区総合開発事務組合へ事業化を依頼
5月 知的障害者福祉の事業化を決定
- 昭和57年 3月 みどり園が竣工
6月 みどり園が開園（定員80名）
- 平成7年 1月 新火葬場ウイングホール柏斎場が竣工、火葬業務を開始（火葬1日16件）
- 平成8年 3月 ウイングホール柏斎場の式場利用を開始
- 平成11年 3月 伝染病予防法廃止により、伝染病事業を廃止
- 平成16年 1月 東葛中部地区総合開発事務組合情報公開条例を施行
7月 組合のインターネットホームページを開設
- 平成17年 4月 東葛中部地区総合開発事務組合個人情報保護条例を施行
4月 東葛中部地区総合開発事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例を施行
- 平成18年 6月 みどり園民営化等検討委員会を設置
- 平成19年 3月 東葛中部地区総合開発事務組合及び構成市による、みどり園民営化等構成市検討会が民営化に関する報告書を提出
10月 みどり園民営化基本方針を策定
- 平成20年 2月 ウイングホール柏斎場の大規模改修工事が竣工
- 平成20年 4月 みどり園民営化基本方針による地域生活移行訓練を開始
- 平成21年 2月 みどり園民営化基本方針を改定
9月 みどり園改築等PFⅠ事業実施方針を公表
- 平成22年 11月 PFⅠ事業者（指定管理者）社会福祉法人大久保学園が落札
12月 ウイングホール柏斎場の電話自動音声ガイダンスによる24時間火葬予約等の斎場管理システムを稼働
- 平成24年 10月 ウイングホール柏斎場の火葬件数を18件に変更（2件増）

平成 25 年 12 月 みどりの家の建設工事が竣工

平成 26 年 1 月 みどりの家を開設（定員 20 名）
4 月 みどり園及びみどりの家が指定管理者による運営を開始

平成 27 年 5 月 みどり園指定管理者審査会が、指定管理者の管理運営状況等について、モニタリング及び評価を実施

平成 28 年 11 月 組合事務所の位置をウイングホール柏斎場内に移転

平成 29 年 2 月 ウイングホール柏斎場整備等基本計画を策定

平成 30 年 1 月 みどりの家の短期入所事業を開始（定員 2 名）
2 月 ウイングホール柏斎場の火葬件数を 21 件に変更（3 件増）
3 月 ウイングホール柏斎場の火葬炉 3 炉の増設工事が竣工
4 月 ウイングホール柏斎場の増設した火葬炉の供用開始（計 12 炉）
7 月 ウイングホール柏斎場臨時駐車場の供用を開始（柏市布施下・駐車台数 129 台）

平成 31 年 4 月 みどりの家の短期入所事業の定員を 4 名に変更（増員 2 名）

令和 2 年 3 月 ウイングホール柏斎場の既存火葬炉 9 炉中 3 炉の更新工事が竣工

令和 3 年 3 月 ウイングホール柏斎場の既存火葬炉 6 炉中 3 炉の更新工事が竣工

令和 4 年 1 月 ウイングホール柏斎場の web サイトを利用した火葬等予約案内システムが稼働

令和 4 年 3 月 ウイングホール柏斎場の既存火葬炉 3 炉中 3 炉の更新工事が竣工（全炉の更新完了）

令和 4 年 10 月 ウイングホール柏斎場の火葬件数を 24 件に変更（3 件増）

令和 5 年 4 月 東葛中部地区総合開発事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例を施行

令和 5 年 4 月 東葛中部地区総合開発事務組合議会個人情報保護条例を施行

3 歴代名簿

(1) 歴代の管理者

氏 名	市職名	任 期
濱 嶋 千代丸	柏 市 長	昭和35年 5月～昭和41年10月
山 澤 諒太郎	柏 市 長	昭和41年11月～昭和53年11月
鈴 木 眞	柏 市 長	昭和53年11月～平成 5年10月
本 多 晃	柏 市 長	平成 5年12月～平成21年11月
秋 山 浩 保	柏 市 長	平成21年12月～令和 3年11月
星 野 順一郎	我孫子市長	令和 4年 2月～令和 5年 1月
太 田 和 美	柏 市 長	令和 5年 1月～現在

(2) 歴代の副管理者

氏 名	市職名	任 期
中 台 正 夫	沼南村長	昭和35年 5月～昭和36年 9月
宮 本 元 二	我孫子町長	昭和36年 9月～昭和38年 5月
田 中 芳 夫	流山町長	昭和38年 5月～昭和40年 5月
鈴 木 和 喜	我孫子町長	昭和40年 5月～昭和42年 5月
中 台 正 夫	沼南町長	昭和42年 5月～昭和43年 5月
田 中 芳 夫	流山市長	昭和43年 5月～昭和44年 5月
鈴 木 和 喜	我孫子町長	昭和44年 5月～昭和45年 5月
中 台 正 夫	沼南町長	昭和45年 5月～昭和46年 5月
田 中 芳 夫	流山市長	昭和46年 5月～昭和47年 5月
渡 辺 藤 正	我孫子市長	昭和47年 5月～昭和48年 5月
島 村 洪一郎	沼南町長	昭和48年 5月～昭和49年 5月
田 中 芳 夫	流山市長	昭和49年 5月～昭和50年 5月
渡 辺 藤 正	我孫子市長	昭和50年 5月～昭和51年 5月
島 村 洪一郎	沼南町長	昭和51年 5月～昭和52年 5月
石 塚 健	流山市長	昭和52年 5月～昭和53年 5月
渡 辺 藤 正	我孫子市長	昭和53年 5月～昭和54年 5月
相 馬 正 義	沼南町長	昭和54年 5月～昭和55年 6月
石 塚 健	流山市長	昭和55年 6月～昭和56年 6月
渡 辺 藤 正	我孫子市長	昭和56年 6月～昭和57年 6月
相 馬 正 義	沼南町長	昭和57年 6月～昭和58年 6月
秋 元 大吉郎	流山市長	昭和58年 6月～昭和59年 6月
渡 辺 藤 正	我孫子市長	昭和59年 6月～昭和60年 6月
相 馬 正 義	沼南町長	昭和60年 6月～昭和61年 6月
秋 元 大吉郎	流山市長	昭和61年 6月～昭和62年 6月
大 井 一 雄	我孫子市長	昭和62年 6月～昭和63年 6月
相 馬 正 義	沼南町長	昭和63年 6月～平成 元年 6月
秋 元 大吉郎	流山市長	平成 元年 6月～平成 2年 6月
大 井 一 雄	我孫子市長	平成 2年 6月～平成 3年 6月
相 馬 正 義	沼南町長	平成 3年 7月～平成 4年 6月
眉 山 俊 光	流山市長	平成 4年 7月～平成 5年 7月

大井一雄	我孫子市長	平成 5年 7月～平成 6年 6月
相馬正義	沼南町長	平成 6年 6月～平成 7年 1月
藤川清	沼南町長	平成 7年 1月～平成 7年 7月
眉山俊光	流山市長	平成 7年 7月～平成 8年 7月
福嶋浩彦	我孫子市長	平成 8年 7月～平成 9年 7月
藤川清	沼南町長	平成 9年 7月～平成 10年 7月
眉山俊光	流山市長	平成 10年 7月～平成 11年 7月
福嶋浩彦	我孫子市長	平成 11年 7月～平成 12年 7月
藤川清	沼南町長	平成 12年 7月～平成 13年 7月
眉山俊光	流山市長	平成 13年 7月～平成 14年 7月
福嶋浩彦	我孫子市長	平成 14年 7月～平成 15年 7月
藤川清	沼南町長	平成 15年 7月～平成 16年 7月
井崎義治	流山市長	平成 16年 7月～平成 17年 7月
福嶋浩彦	我孫子市長	平成 17年 7月～平成 18年 7月
井崎義治	流山市長	平成 18年 7月～平成 19年 7月
星野順一郎	我孫子市長	平成 19年 7月～平成 20年 7月
井崎義治	流山市長	平成 20年 7月～平成 21年 7月
星野順一郎	我孫子市長	平成 21年 7月～平成 22年 7月
井崎義治	流山市長	平成 22年 7月～平成 23年 7月
星野順一郎	我孫子市長	平成 23年 7月～平成 24年 7月
井崎義治	流山市長	平成 24年 7月～平成 25年 7月
星野順一郎	我孫子市長	平成 25年 7月～平成 26年 7月
井崎義治	流山市長	平成 26年 7月～平成 27年 7月
星野順一郎	我孫子市長	平成 27年 7月～平成 28年 7月
井崎義治	流山市長	平成 28年 10月～平成 29年 10月
星野順一郎	我孫子市長	平成 29年 10月～平成 30年 10月
井崎義治	流山市長	平成 30年 11月～令和 元年 5月
星野順一郎	我孫子市長	令和 元年 10月～令和 2年 10月
井崎義治	流山市長	令和 2年 10月～令和 3年 10月
星野順一郎	我孫子市長	令和 3年 11月～令和 4年 2月
太田和美	柏 市 長	令和 4年 2月～令和 5年 1月
井崎義治	流山市長	令和 5年 1月～令和 5年 5月
星野順一郎	我孫子市長	令和 5年 10月～現在

(3) 歴代の議長

氏名	市職名	任期
水代健司	流山町議長	昭和35年 5月～昭和36年 5月
落合伝一	沼南町議長	昭和36年 5月～昭和43年 5月
斎藤徳太郎	流山市議長	昭和43年 5月～昭和44年 5月
渡辺藤正	我孫子町議長	昭和44年 5月～昭和45年 5月
山川熊吉	柏 市 議 長	昭和45年 5月～昭和45年 9月
高橋一成	柏 市 議 長	昭和45年 9月～昭和46年 5月
落合伝一	沼南町議長	昭和46年 5月～昭和47年 5月

海老原 元二郎	流山市議長	昭和47年 5月～昭和48年 5月
岩出 古寿	我孫子市議長	昭和48年 5月～昭和48年12月
佐久間 忠博	我孫子市議長	昭和49年 2月～昭和49年 5月
岩立 正明	沼南町議長	昭和49年 5月～昭和50年 5月
鈴木 三郎	柏市議長	昭和50年 5月～昭和50年 8月
根本 三郎	柏市議長	昭和50年11月～昭和51年 5月
辻 長司	流山市議長	昭和51年 5月～昭和52年 5月
佐久間 忠博	我孫子市議長	昭和52年 5月～昭和52年12月
飯塚 恒吉	我孫子市議長	昭和53年 2月～昭和53年 6月
相馬 正義	沼南町議長	昭和53年 6月～昭和54年 1月
石戸 喜美	沼南町議長	昭和54年 2月～昭和54年 6月
伊藤 鎌吉	柏市議長	昭和54年 6月～昭和54年 8月
平久 正栄	柏市議長	昭和54年11月～昭和55年 5月
海老原 元二郎	流山市議長	昭和55年 5月～昭和55年 7月
芳野 達也	流山市議長	昭和55年11月～昭和56年 5月
日暮 俊鞠	我孫子市議長	昭和56年 6月～昭和56年12月
影山 光男	我孫子市議長	昭和57年 2月～昭和57年 5月
落合 喜一	沼南町議長	昭和57年 5月～昭和58年 6月
伊藤 武	柏市議長	昭和58年 6月～昭和58年 8月
藪崎 健蔵	柏市議長	昭和58年11月～昭和59年 6月
松永 清	流山市議長	昭和59年 6月～昭和60年 5月
渡辺 太成	我孫子市議長	昭和60年 6月～昭和60年12月
中台 恭平	沼南町議長	昭和61年 2月～昭和62年 2月
直井 仁	柏市議長	昭和62年 2月～昭和62年 3月
長谷川 進	柏市議長	昭和62年 5月～昭和62年 8月
永井 康雄	柏市議長	昭和62年10月～昭和63年 2月
根本 茂	流山市議長	昭和63年 2月～平成元年 6月
深山 熱	沼南町議長	平成元年 6月～平成2年 3月
佐々木 豊治	我孫子市議長	平成2年 6月～平成2年12月
津川 武彦	我孫子市議長	平成3年 2月～平成3年 7月
成嶋 稔	柏市議長	平成3年 7月～平成3年 8月
高頭 宏信	柏市議長	平成3年10月～平成4年 6月
小久保 正路	流山市議長	平成4年 6月～平成5年 5月
藏野 正隆	我孫子市議長	平成5年 6月～平成6年 3月
森 和夫	沼南町議長	平成6年 7月～平成6年12月
勝矢 長喜	沼南町議長	平成7年 2月～平成7年 6月
千葉 清志	柏市議長	平成7年 6月～平成7年 8月
坂巻 重男	柏市議長	平成7年11月～平成8年 7月
野口 浩志	流山市議長	平成8年 7月～平成9年 5月
増田 文俊	我孫子市議長	平成9年 6月～平成9年12月
渡辺 永治	我孫子市議長	平成10年 2月～平成10年 7月
落合 庄一	沼南町議長	平成10年 7月～平成11年 3月
野口 英雄	柏市議長	平成11年 7月～平成11年 8月

山 中 一 男	柏 市 議 長	平成11年 9月～平成12年 7月
山 崎 調 造	流 山 市 議 長	平成12年 7月～平成13年 5月
小 泉 良 雄	我 孫 子 市 議 長	平成13年 7月～平成13年12月
山 川 長 敏	我 孫 子 市 議 長	平成14年 2月～平成14年 7月
田 中 十 三 一	沼 南 町 議 長	平成14年 7月～平成15年 3月
西 富 啓 一	柏 市 議 長	平成15年 7月～平成15年 8月
成 島 孝	柏 市 議 長	平成15年11月～平成16年 7月
横 須 賀 靖	流 山 市 議 長	平成16年 7月～平成17年 5月
青 木 宏 榮	我 孫 子 市 議 長	平成17年 7月～平成17年12月
掛 川 正 治	我 孫 子 市 議 長	平成18年 2月～平成18年 7月
山 田 一 一	柏 市 議 長	平成18年 7月～平成18年 9月
山 沢 啓 伸	柏 市 議 長	平成18年11月～平成19年 7月
馬 場 征 興	流 山 市 議 長	平成19年 7月～平成20年 6月
宮 本 慈 子	我 孫 子 市 議 長	平成20年 6月～平成20年11月
松 島 洋	我 孫 子 市 議 長	平成21年 2月～平成21年 7月
海老原 久 恵	柏 市 議 長	平成21年 7月～平成21年 9月
成 島 孝	柏 市 議 長	平成21年12月～平成22年 9月
伊 藤 實	流 山 市 議 長	平成22年11月～平成23年 5月
青 木 宏 榮	我 孫 子 市 議 長	平成23年 7月～平成23年12月
川 村 義 雄	我 孫 子 市 議 長	平成24年 2月～平成24年 7月
古 川 隆 史	柏 市 議 長	平成24年 7月～平成24年 9月
山 内 弘 一	柏 市 議 長	平成24年10月～平成25年 9月
海老原 功 一	流 山 市 議 長	平成25年11月～平成27年 5月
佐々木 豊 治	我 孫 子 市 議 長	平成27年 7月～平成27年11月
古 川 隆 史	柏 市 議 長	平成27年12月～平成28年 9月
海老原 功 一	流 山 市 議 長	平成28年10月～平成29年 5月
坂 卷 宗 男	我 孫 子 市 議 長	平成29年10月～平成29年12月
小 泉 文 子	柏 市 議 長	平成30年 2月～平成30年 9月
椎 名 幸 雄	我 孫 子 市 議 長	平成30年11月～令和 元年 11月
青 野 直	流 山 市 議 長	令和 2年 3月～令和 3年 5月
西 垣 一 郎	我 孫 子 市 議 長	令和 3年11月～令和 3年12月
田 中 晋	柏 市 議 長	令和 4年 2月～令和 4年 9月
甲 斐 俊 光	我 孫 子 市 議 長	令和 4年10月～現在

(4) 歴代の副議長

氏 名	市職名	任 期
落 合 伝 一	沼 南 村 議 長	昭和35年 5月～昭和36年 5月
根 本 三 郎	柏 市 議 長	昭和36年 5月～昭和38年 8月
小 溝 浅 一	柏 市 議 長	昭和38年12月～昭和42年11月
斎 藤 徳 太 郎	流 山 市 議 長	昭和42年11月～昭和43年 5月
渡 辺 藤 正	我 孫 子 町 議 長	昭和43年 5月～昭和44年 5月
高 橋 一 成	柏 市 議 長	昭和44年 5月～昭和44年 9月
山 川 熊 吉	柏 市 議 長	昭和44年10月～昭和45年 5月

海老原 元二郎	流山市議長	昭和46年 5月～昭和47年 5月
村 越 新 男	我孫子市議長	昭和47年 5月～昭和47年12月
岩 出 古 寿	我孫子市議長	昭和48年 1月～昭和48年 5月
中 村 正	沼南町議長	昭和48年 5月～昭和48年10月
岩 立 正 明	沼南町議長	昭和48年11月～昭和49年 5月
鈴 木 三 郎	柏 市 議 長	昭和49年 5月～昭和50年 5月
辻 長 司	流山市議長	昭和50年 5月～昭和51年 5月
佐久間 忠 博	我孫子市議長	昭和51年 5月～昭和52年 5月
相 馬 正 義	沼南町議長	昭和52年 5月～昭和53年 5月
伊 藤 錬 吉	柏 市 議 長	昭和53年 6月～昭和54年 6月
海老原 元二郎	流山市議長	昭和54年 6月～昭和55年 5月
村 越 新 男	我孫子市議長	昭和55年 5月～昭和55年12月
日 暮 俊 鞠	我孫子市議長	昭和56年 2月～昭和56年 6月
高 城 公 雄	沼南町議長	昭和56年 6月～昭和57年 3月
伊 藤 武	柏 市 議 長	昭和57年 5月～昭和57年 9月
伊 藤 武	柏 市 議 長	昭和57年11月～昭和58年 6月
松 永 清	流山市議長	昭和58年 6月～昭和59年 6月
坂 卷 喜 一	我孫子市議長	昭和59年 6月～昭和59年12月
渡 辺 太 成	我孫子市議長	昭和60年 2月～昭和60年 6月
中 台 恭 平	沼南町議長	昭和60年 6月～昭和61年 2月
長 谷 川 進	柏 市 議 長	昭和61年 2月～昭和61年 9月
直 井 仁	柏 市 議 長	昭和61年11月～昭和62年 2月
大 塚 堯 玄	流山市議長	昭和62年 2月～昭和62年 5月
根 本 茂	流山市議長	昭和62年 5月～昭和63年 2月
秋 谷 明	我孫子市議長	昭和63年 2月～昭和63年12月
千 葉 清 志	柏 市 議 長	平成 元年 2月～平成 元年 9月
成 嶋 稔	柏 市 議 長	平成 2年11月～平成 3年 7月
小 久 保 正 路	流山市議長	平成 3年 7月～平成 4年 6月
鈴 木 一 雄	我孫子市議長	平成 4年 6月～平成 5年 3月
染 谷 博	沼南町議長	平成 5年 6月～平成 6年 3月
永 井 康 雄	柏 市 議 長	平成 6年 7月～平成 6年 9月
千 葉 清 志	柏 市 議 長	平成 6年11月～平成 7年 6月
野 口 浩 志	流山市議長	平成 7年 6月～平成 8年 7月
印 南 宏	我孫子市議長	平成 8年 7月～平成 8年12月
増 田 文 俊	我孫子市議長	平成 9年 2月～平成 9年 6月
成 川 昌 功	沼南町議長	平成 9年 6月～平成10年 3月
坂 卷 重 男	柏 市 議 長	平成10年 7月～平成10年 9月
野 口 英 雄	柏 市 議 長	平成10年11月～平成11年 7月
山 崎 調 造	流山市議長	平成11年 7月～平成12年 7月
宮 田 基 弘	我孫子市議長	平成12年 7月～平成12年12月
小 泉 良 雄	我孫子市議長	平成13年 2月～平成13年 7月
坂 卷 哲 也	沼南町議長	平成13年 7月～平成14年 3月
池 田 昌	柏 市 議 長	平成14年 7月～平成14年 8月

西 富 啓 一	柏 市 議 長	平成14年11月～平成15年 7月
横須賀 靖	流山市議長	平成15年 7月～平成16年 7月
津 川 武 彦	我孫子市議長	平成16年 7月～平成16年12月
青 木 宏 榮	我孫子市議長	平成17年 2月～平成17年 7月
青 柳 直 樹	柏 市 議 長	平成17年 7月～平成17年 9月
山 田 一 一	柏 市 議 長	平成17年11月～平成18年 7月
中 村 好 夫	流山市議長	平成18年 7月～平成19年 5月
印 南 宏	我孫子市議長	平成19年 7月～平成19年12月
宮 本 慈 子	我孫子市議長	平成20年 2月～平成20年 6月
日 暮 栄 治	柏 市 議 長	平成20年 6月～平成20年 9月
海老原 久 恵	柏 市 議 長	平成20年11月～平成21年 7月
伊 藤 實	流山市議長	平成21年 7月～平成22年11月
沢 田 愛 子	我孫子市議長	平成22年11月～平成22年12月
青 木 宏 榮	我孫子市議長	平成23年 2月～平成23年 7月
山 田 一 一	柏 市 議 長	平成23年 7月～平成23年 9月
古 川 隆 史	柏 市 議 長	平成23年11月～平成24年 7月
坂 卷 忠 志	流山市議長	平成24年 7月～平成25年 5月
海老原 功 一	流山市議長	平成25年 7月～平成25年11月
田 中 晋	柏 市 議 長	平成25年11月～平成26年 9月
日 暮 栄 治	柏 市 議 長	平成26年10月～平成27年 9月
坂 卷 宗 男	我孫子市議長	平成27年12月～平成29年10月
小 泉 文 子	柏 市 議 長	平成29年10月～平成30年 2月
椎 名 幸 雄	我孫子市議長	平成30年 2月～平成30年11月
山 中 一 男	柏 市 議 長	平成30年11月～令和 元年 8月
青 野 直	流山市議長	令和 元年10月～令和 2年 3月
西 垣 一 郎	我孫子市議長	令和 2年 3月～令和 3年11月
田 中 晋	柏 市 議 長	令和 3年11月～令和 4年 2月
甲 斐 俊 光	我孫子市議長	令和 4年 2月～令和 4年10月
円 谷 憲 人	柏 市 議 長	令和 4年10月～令和 5年 9月
坂 卷 儀 一	流山市議長	令和 5年10月～現在

(5) 歴代の会計管理者（収入役）

氏 名	市職名	任 期
井 戸 弘	柏 市 収 入 役	昭和35年 5月～昭和41年12月
後 藤 武 男	柏 市 収 入 役	昭和42年 5月～昭和58年 4月
成 島 二 四	柏 市 収 入 役	昭和58年 6月～平成 7年 6月
萩 原 功	柏 市 収 入 役	平成 7年 6月～平成11年 6月
吉 野 勇	柏 市 収 入 役	平成11年 7月～平成15年 6月
谷 萩 英 紀	柏 市 収 入 役	平成15年 7月～平成19年 6月
清 水 治	柏市会計管理者	平成19年 7月～平成20年 3月
鹿 島 昭 夫	柏市会計管理者	平成20年 4月～平成22年 3月
西 村 明	柏市会計管理者	平成22年 4月～平成23年 3月
森 信 人	柏市会計管理者	平成23年 4月～平成24年 3月

飯 村 俊 彦	柏市会計管理者	平成24年 4月～平成27年 3月
小 林 敬 一	柏市会計管理者	平成27年 4月～平成29年 3月
渡 邊 祐 康	柏市会計管理者	平成29年 4月～平成30年 3月
谷 口 恵 子	柏市会計管理者	平成30年 4月～令和 3年 3月
藤 本 裕 司	柏市会計管理者	令和 3年 4月～令和 5年 3月
荒 卷 幸 男	柏市会計管理者	令和 5年 4月～現在

(6) 歴代の監査委員

氏 名	職名	任 期
田 中 芳 夫	流 山 町 長	昭和35年 5月～昭和36年 5月
中 村 一 夫	我孫子町議長	昭和35年 5月～昭和37年 5月
中 台 正 夫	沼 南 村 長	昭和36年 5月～昭和37年 5月
田 中 芳 夫	流 山 町 長	昭和37年 5月～昭和38年 5月
中 台 正 夫	沼 南 町 長	昭和37年 8月～昭和40年 3月
中 村 一 夫	我孫子町議長	昭和38年 5月～昭和38年12月
鈴 木 和 喜	我孫子町長	昭和39年 3月～昭和40年 3月
石 塚 健	流山町議長	昭和40年 3月～昭和40年 5月
渡 辺 藤 正	我孫子町議長	昭和40年 3月～昭和42年 3月
田 中 芳 夫	流 山 市 長	昭和40年 5月～昭和42年 5月
斎 藤 徳 太 郎	流山市議長	昭和42年 5月～昭和42年11月
鈴 木 和 喜	我孫子町長	昭和42年 5月～昭和44年 5月
田 中 芳 夫	流 山 市 長	昭和43年 2月～昭和43年 5月
高 橋 一 成	柏 市 議 長	昭和43年 5月～昭和44年 5月
田 中 芳 夫	流 山 市 長	昭和44年 5月～昭和45年 5月
落 合 伝 一	沼南町議長	昭和44年 5月～昭和45年 5月
斎 藤 徳 太 郎	流山市議長	昭和45年 5月～昭和46年 5月
鈴 木 和 喜	我孫子市長	昭和45年 5月～昭和46年 5月
島 村 洪一郎	沼 南 町 長	昭和46年 5月～昭和47年 5月
中 村 一 夫	我孫子市議長	昭和46年 5月～昭和46年12月
村 越 新 男	我孫子市議長	昭和47年 1月～昭和47年12月
田 中 芳 夫	流 山 市 長	昭和47年 5月～昭和48年 5月
鈴 木 三 郎	柏 市 議 長	昭和48年 1月～昭和49年 1月
渡 辺 藤 正	我孫子市長	昭和48年 5月～昭和49年 5月
海老原 元二郎	流山市議長	昭和49年 2月～昭和50年 2月
島 村 洪一郎	沼 南 町 長	昭和49年 5月～昭和50年 5月
豊 島 清 衛	我孫子市議長	昭和50年 2月～昭和50年11月
石 塚 健	流 山 市 長	昭和50年 5月～昭和51年 5月
染 谷 将 雄	沼南町議長	昭和51年 2月～昭和52年 3月
渡 辺 藤 正	我孫子市長	昭和51年 5月～昭和53年 5月
根 本 三 郎	柏 市 議 長	昭和52年 5月～昭和53年 3月
島 村 洪一郎	沼 南 町 長	昭和53年 6月～昭和53年12月
辻 長 司	流山市議長	昭和53年 6月～昭和54年 5月
飯 塚 恒 吉	我孫子市議長	昭和54年 2月～昭和54年11月

石塚 健	流山市長	昭和54年 6月～昭和55年 5月
渡辺藤正	我孫子市長	昭和55年 2月～昭和56年 2月
高城公雄	沼南町議長	昭和55年 6月～昭和56年 5月
平久正栄	柏市議長	昭和56年 2月～昭和56年 9月
相馬正義	沼南町議長	昭和56年 6月～昭和57年 6月
渡辺実	流山市議長	昭和56年11月～昭和57年11月
石塚 健	流山市長	昭和57年 6月～昭和58年 5月
渡辺藤正	我孫子市長	昭和57年11月～昭和58年11月
安井 稔	我孫子市議長	昭和58年 6月～昭和58年11月
相馬正義	沼南町長	昭和58年11月～昭和59年11月
坂巻喜一	我孫子市議長	昭和59年 2月～昭和59年 6月
藪崎健蔵	柏市議長	昭和59年 6月～昭和59年 9月
保田廣治	柏市議長	昭和59年11月～昭和60年 9月
秋元大吉郎	流山市長	昭和59年11月～昭和60年11月
大塚堯玄	流山市議長	昭和60年11月～昭和61年11月
渡辺藤正	我孫子市長	昭和60年11月～昭和61年11月
相馬正義	沼南町長	昭和61年11月～昭和62年11月
佐久間忠博	我孫子市議長	昭和62年 2月～昭和62年11月
秋元大吉郎	流山市長	昭和62年11月～昭和63年11月
中台恭平	沼南町議長	昭和63年 2月～昭和63年 3月
江口正男	沼南町議長	昭和63年 6月～平成 元年 3月
大井一雄	我孫子市長	昭和63年11月～平成 元年11月
松島洋	我孫子市議長	平成 元年 6月～平成 元年12月
相馬正義	沼南町長	平成 元年11月～平成 2年11月
大塚堯玄	流山市議長	平成 2年 2月～平成 3年 2月
秋元大吉郎	流山市長	平成 2年11月～平成 3年 5月
戸辺実	沼南町議長	平成 3年 2月～平成 3年 3月
大井一雄	我孫子市長	平成 3年 7月～平成 4年 6月
江口正男	沼南町議長	平成 3年 7月～平成 4年 3月
相馬正義	沼南町長	平成 4年 7月～平成 5年 6月
坂巻清隆	沼南町議長	平成 4年 6月～平成 5年 3月
山崎調造	流山市議長	平成 5年 6月～平成 6年 6月
相馬正義	沼南町長	平成 5年 7月～平成 6年 6月
眉山俊光	流山市長	平成 6年 7月～平成 7年 7月
坂巻貢	我孫子市議長	平成 6年 7月～平成 7年 3月
掛川正治	我孫子市議長	平成 7年 6月～平成 7年11月
福嶋浩彦	我孫子市長	平成 7年 7月～平成 8年 7月
藤川清	沼南町長	平成 8年 2月～平成 9年 2月
湯浅武	沼南町議長	平成 8年 7月～平成 9年 3月
眉山俊光	流山市長	平成 9年 2月～平成10年 2月
熊田仁一	流山市議長	平成 9年 6月～平成10年 6月
福嶋浩彦	我孫子市長	平成10年 2月～平成11年 2月
熊田仁一	流山市議長	平成10年 7月～平成11年 5月

藤川 清	沼南町長	平成11年 2月～平成12年 2月
山本 忠雄	我孫子市議長	平成11年 7月～平成11年11月
宮田 基弘	我孫子市議長	平成12年 2月～平成12年12月
眉山 俊光	流山市長	平成12年 2月～平成13年 2月
溜川 良次	柏市議長	平成13年 2月～平成13年 8月
福嶋 浩彦	我孫子市長	平成13年 2月～平成14年 2月
伊原 優	流山市議長	平成13年11月～平成14年11月
藤川 清	沼南町長	平成14年 2月～平成15年 2月
眉山 俊光	流山市長	平成14年11月～平成15年 5月
松島 洋	我孫子市議長	平成15年 2月～平成15年11月
井崎 義治	流山市長	平成15年 7月～平成16年 7月
福嶋 浩彦	我孫子市長	平成16年 2月～平成17年 2月
相馬 義昭	沼南町議長	平成16年 7月～平成17年 3月
中村 好夫	流山市議長	平成17年 7月～平成18年 7月
菅生 泰久	税理士(識見)	平成17年11月～平成29年12月
掛川 正治	我孫子市議長	平成18年 7月～平成18年12月
印南 宏	我孫子市議長	平成19年 2月～平成19年 7月
山沢 啓伸	柏市議長	平成19年 7月～平成19年 8月
日暮 栄治	柏市議長	平成19年11月～平成20年 6月
馬場 征興	流山市議長	平成20年 6月～平成21年 5月
松島 洋	我孫子市議長	平成21年 7月～平成21年12月
沢田 愛子	我孫子市議長	平成22年 2月～平成22年11月
山田 一一	柏市議長	平成22年11月～平成23年 7月
坂巻 忠志	流山市議長	平成23年 7月～平成24年 7月
川村 義雄	我孫子市議長	平成24年 7月～平成25年 2月
茅野 理	我孫子市議長	平成25年 7月～平成26年 2月
木村 得道	我孫子市議長	平成26年 7月～平成27年 2月
海老原 功一	流山市議長	平成27年 7月～平成28年10月
山内 弘一	柏市議長	平成28年10月～平成29年 9月
秋間 高義	流山市議長	平成29年10月～令和 元年 5月
山崎 直人	公認会計士・税理士(識見)	平成29年10月～現在
石井 昭一	柏市議長	令和 元年10月～令和 2年 9月
助川 忠弘	柏市議長	令和 2年10月～令和 3年 9月
森 亮二	流山市議長	令和 3年11月～令和 5年 5月
円谷 憲人	柏市議長	令和 5年10月～現在

事業概要 令和5年度版

令和5年11月発行

編集・発行 東葛中部地区総合開発事務組合

〒277-0825 千葉県柏市布施281-1

電話 04(7137)0078

FAX 04(7132)4552